

律令制都城の形成

重 見 泰

目 次

I. はじめに	3
II. 難波長柄豊碕宮の構造と飛鳥宮	3
III. 内裏の門	5
IV. 小墾田宮から難波長柄豊碕宮へ	7
V. 宮の構造と三朝制	11
VI. 飛鳥への還都	13
VII. 天武朝の都城構想	16
VIII. 藤原宮から平城宮へ	20

論 文 要 旨

飛鳥宮跡Ⅲ期遺構の変遷は、従来考えられていた2期の区分ではなく3期に区分される。この見直しで重要なのは、後飛鳥岡本宮の段階には内裏の公的な正殿とされる内郭前殿が存在せず、飛鳥浄御原宮の段階で新たに造営されたものであることと、大極殿とされ、天武元年に造営されたとみられていたエビノコ郭正殿の造営が天武初年よりもずっと遅れることである。内郭前殿は、難波長柄豊碕宮の内裏前殿と藤原宮大極殿を繋ぐ殿舎と位置づけられており、その重要な殿舎の系譜が途絶えることをどのように理解すればよいのか。そして、天武朝において、内郭前殿とエビノコ郭正殿という公的正殿を新たに2つも造営した目的はどこにあるのか。これらの問題は、従来想定されている宮都の展開や中枢部の継承関係では理解されるものではない。そこで、本稿では飛鳥宮跡Ⅲ期遺構を宮都の変遷の中に改めて位置づけ、藤原宮の成立過程を明らかにすることを目的とする。検討の結果、藤原宮は飛鳥浄御原宮における段階的な公的空間の整備を踏まえて初めて成立するものであること、そして、藤原京の構造は律令制都城として機能するものではなく、天皇を支配者として正当化するいわば王宮の延長といえるものであることを述べた。

重 見 泰（しげみ やすし）

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 主任学芸員

I. はじめに

藤原京は最初に造られた条坊制都城であり、律令国家の象徴として平城京以降に続く都城形態の先駆けとなっている。藤原宮には天皇の独占的空間としての大極殿が初めて成立し、その南には朝儀・朝政の場である広大な朝堂が存在する。そこで行われた儀礼は、天皇を頂点とする律令制支配を象徴するものであったが、藤原宮の構造は突如出現したものではなく、前代の宮殿構造を継承して形成されたことが考古学的な調査から明らかにされている。特に難波長柄豊碕宮とされる前期難波宮との類似性は早くから注目されているが、大極殿が成立する藤原宮の形成過程を考えるうえで重要なのは、藤原宮に遷る直前の宮である飛鳥浄御原宮との継承関係である。飛鳥浄御原宮は飛鳥宮跡Ⅲ期遺構とされており、発掘調査で確認された構造をもとに儀礼空間が復原され、宮都の展開の中に位置づけることでその歴史的意義が議論されている¹⁾。

しかし、従来考えられていたような飛鳥宮跡の遺構変遷には問題が多く、飛鳥浄御原宮の成立過程についても見直す必要があることを、私は指摘してきた²⁾。当然ながら、そこで示した新たな遺構変遷とそこから復原される後飛鳥岡本宮および飛鳥浄御原宮の構造は、従来想定されている宮都の展開や中枢部の継承関係のなかで理解

されるものではない。そこで、本稿では、飛鳥宮跡Ⅲ期遺構の構造を宮都の変遷の中に改めて位置づけることによって藤原宮の成立過程を明らかにし、平城宮に至る日本古代宮都の展開を考えてみたい。

II. 難波長柄豊碕宮の構造と飛鳥宮

飛鳥宮跡ではⅠ～Ⅲ期の遺構変遷が確認されている。最上層のⅢ期遺構は内郭、外郭、エビノコ郭から構成され、エビノコ郭の造営以前をⅢ－A期、造営後をⅢ－B期と区分していたが、遺構の変遷と出土遺物の再検討から、Ⅲ期遺構は後飛鳥岡本宮であるⅢ－a期と飛鳥浄御原宮であるⅢ－b・c期の3期に区分される(図1)。前稿では、この変遷をもとに、宮殿構造や殿舎の機能を復原して殿舎比定を行った³⁾。この3期変遷で重要なことは、内郭前殿SB7910が後飛鳥岡本宮の段階には存在せず、飛鳥浄御原宮の段階で造営されたことと、エビノコ郭の造営が天武元年よりもずっと降ることである。

飛鳥宮跡Ⅲ期遺構の変遷の見直しは、直前の王宮である孝徳朝難波長柄豊碕宮との継承関係に直結する問題である。難波長柄豊碕宮と考えられる前期難波宮の構造は、内裏と広大な庭に14棟以上の庁を配置するいわゆる「朝堂院」⁴⁾で構成され、区画や内部の殿舎は左右対象に配置される(図2)。そして、その中枢部の東側と西側にはそれぞれ官衙が配置されている。

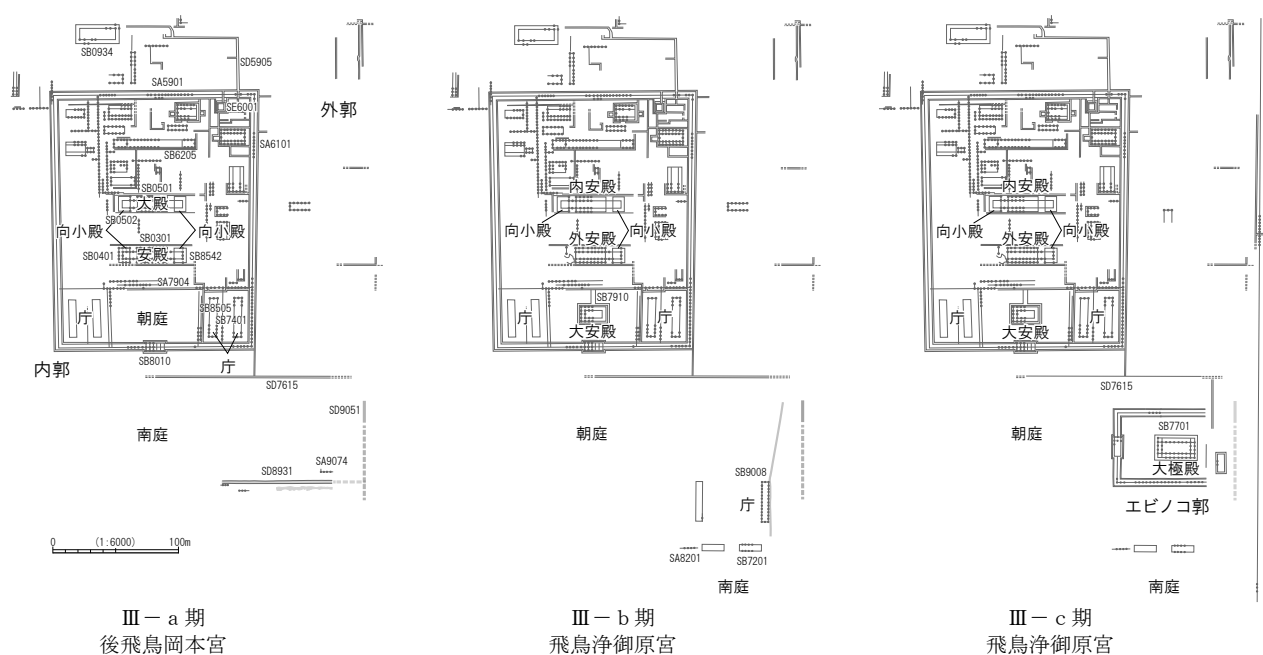


図1 飛鳥宮跡Ⅲ期遺構の変遷と殿舎名

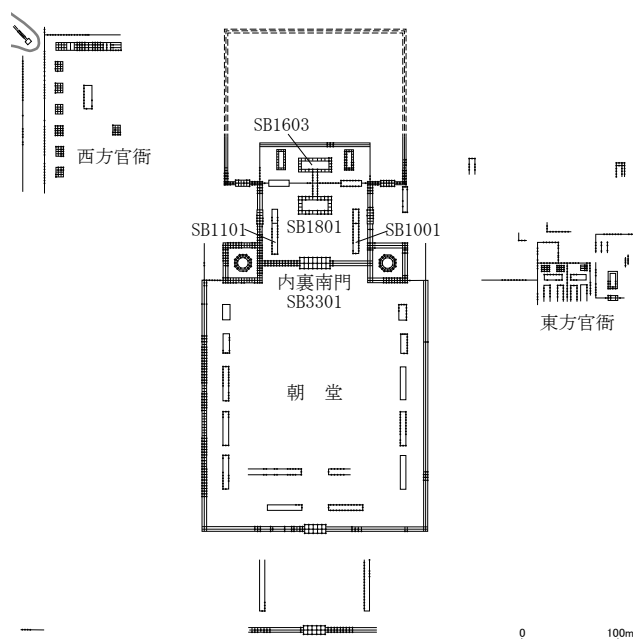


図2 前期難波宮

内裏には軒廊で繋がれた内裏後殿 SB1603 と内裏前殿 SB1801 があり、それぞれの東西には脇殿が配置される。そして、内裏前殿・後殿が配置された空間は東西塀で区分されている。内裏後殿は桁行 9 間 (34.4 m) × 梁行 5 間 (14.6 m)、内裏前殿は桁行 9 間 (36.6 m) × 梁行 5 間 (18.8 m) で、内裏前殿の規模が大きい。内裏前殿は藤原宮の大極殿の位置にあり、宮全体の正殿といえる規模と配置になっている。前期難波宮の内裏区画と朝堂の東西幅が藤原宮と同じ規模であり、内部の殿舎配置も類似することから、藤原宮は、天武朝の複都制構想のなかで整備されつつあった前期難波宮の構造を直接的にモデルとしたもので、内裏前殿は藤原宮大極殿の直接の祖型とみなされている⁵⁾。また一方で、内裏前殿は飛鳥宮跡内郭前殿 SB7910 と相似形であり、区画との比率や 2 棟が並立する脇殿の存在という類似性から、飛鳥宮跡内郭前殿 SB7910 へ継承されたと考えられている⁶⁾。さらに、エビノコ郭正殿 SB7701 は、平面プランが内裏前殿と相似形で 9 間 × 5 間という構造も同じことから、内郭前殿 SB7910 と同じく内裏前殿の系譜にあってそれを小型化したものと理解されている⁷⁾。

内郭前殿 SB7910 は、前期難波宮の内裏前殿と藤原宮大極殿とを繋ぐ存在として大極殿の系譜に位置付けられているが⁸⁾、この重要な殿舎が一時存在しない状況をどのように理解すべきなのか。後飛鳥岡本宮の次に造営さ

れた近江大津宮とされ、後飛鳥岡本宮の構造と類似することが指摘されている滋賀県大津市の錦織遺跡においても、内郭前殿にあたる空間に建物が存在しなかった可能性が高く⁹⁾、大極殿の前身とされる重要な殿舎の系譜が一時完全に断絶するのである。

この問題を解決するためには、難波長柄豊碕宮から後飛鳥岡本宮への継承関係を明らかにする必要があるが、前稿において前期難波宮内裏前殿の周囲にのみ特徴的な建て替えが認められることを指摘し、それが内裏前殿区に空間を確保するためのもので、内裏前殿の築造と関連する可能性が高いことを指摘した¹⁰⁾。すなわち、内裏前殿の東・西に配置された長殿 SB1001・1101 が、北側 5 間分を廃し、残り 11 間分を 1 m だけ南へずらして建て替えられていることから、ある時期に長殿の北側に空間を確保したことがうかがえること。そして、その空間のほぼ中央に内裏前殿が位置しており、内裏前殿に取り付く軒廊は、もともと東西塀以北の内裏後殿区のみだったものを内裏前殿まで延長して建て替えたと考えられること。これらのことから、内裏前殿はのちに増築されたもので、当初のプランにはなかった可能性が高い。つまり、前期難波宮が造営された当初、内裏前殿はまだ造営されておらず、内裏部分には東西塀で区画された内裏後殿と脇殿が造営されただけで、その南には東・西長殿と庭からなる朝堂が対置していたと考えられる。

難波長柄豊碕宮の構造をうかがうことのできる史料として、白雉元年 (650) 二月甲申〔15 日〕条の白雉献上の記事がある。その記事には「朝庭の隊仗、元會儀の如し。左右大臣・百官人等、四列を紫門の外に為す。粟田臣飯蟲等四人を以て、雉の輿を執らしめて、在前ちて去く。左右大臣、乃ち百官及び百濟の君豊璋・其の弟塞城・忠勝・高麗の侍醫毛治・新羅の侍学士等を率て、中庭に至る。三國公麻呂・猪名公高見・三輪君襲穂・紀臣乎麻呂岐太、四人をして、代りて雉の輿を執りて、殿の前に進ましむ。時に、左右大臣、就きて輿の前頭を執き、伊勢王・三國公麻呂・倉臣小屎、輿の後頭を執きて、御座の前に置く。天皇、即ち皇太子を召して、共に執りて觀す。」とあり、これによると、元日朝賀のように朝庭に隊仗が並ぶなか、紫門の外に四列に列立する左右大臣と百官および朝鮮三国の人々らが雉の輿を先頭に紫門から中庭に入り、輿を天皇の居る御座の前に置く。この記

事から、朝庭から紫門を入ると中庭があり、その先に天皇が出御する殿が位置するようすがわかるが、藤原宮における元日朝賀や迎撃では、天皇が出御する大極殿院の南門を隔てた朝庭に百官や外国使節が列立していることや、天皇が参列者に直接対面するのは平城宮からだという指摘¹¹⁾があることから、百官と外国使節が列立する中庭に、天皇出御の殿が直面していたとは考えられず、殿と中庭は異なる空間にあるとみるべきである。

また、雉の輿を殿まで運ぶ過程に注目すると、紫門から中庭に入れる人物、殿の前に進める人物、御座の前に置く人物が交代しており、区間ごとに担ぎ手がそれぞれ異なっている。殿が中庭に存在したとすると、輿を担いだ粟田臣飯蟲等四人が先頭に立って左右大臣と百官および朝鮮三国の人々という大人数を率いて中庭に入れば、粟田臣ら4人は殿の目の前にいることになるが、その殿の前に輿を進めるために、また担ぎ手が交代するのはあまりにも不自然である。このことから中庭に殿の存在を想定することは難しい。

こういった構造を前期難波宮と対応させると¹²⁾、「朝庭」はいわゆる朝堂院、「紫門」は内裏南門、「中庭」は内裏前殿区の庭にあたる。上述したように、この「中庭」に天皇出御の殿を想定することはできないから、この段階では内裏前殿は存在しないと考えべきであり、中庭とは区切られた内裏後殿 SB1603 が殿にあたるものと考えられる。「殿」は天皇が出御する殿舎であり、内裏前殿区の「中庭」に列立した百官や外国使節に対するための公的な正殿である。SB1603 のある内裏後殿区の北側は3条の東西堀で区切られており、その北側に私的殿舎である「正寝（オホトノ）」（白雉五年十月壬子条）が位置するものと考えられる。したがって、難波長柄豊碕宮の構造は、南門 SB4501—広い朝庭・庁—紫門 SB3301—中庭・庁 SB1001・1101—殿 SB1603—正寝（大殿）と復原される。そして、内裏後殿区から奥の北側が、基本的に大王が専有する空間であり、内裏前殿区から南側が群臣らの空間にあたる。

後飛鳥岡本宮は、難波長柄豊碕宮の紫門から北側の構造を継承している。すなわち、中庭と庁からなる朝堂が内郭南区画であり、後飛鳥岡本宮の庁 SB8505・7401 は、難波長柄豊碕宮の東・西長殿 SB1001・1101 の北5間と南11間で仕切られていた空間・機能を横並びの別棟

に分割して継承したものと考えられる。そして、殿—正寝の公私殿舎の二重構造が内郭北区画に並立する大型建物 SB0301・0501 に引き継がれたものと考えられるが、公的殿舎も東西堀で遮られた王の空間に位置しており、公私殿舎の分化はいまだ未成熟な段階といえる。後述するように、後飛鳥岡本宮が継承したのは、小墾田宮以来の宮の基本構造のみであり、前期難波宮で新たに付加された広大な朝堂は継承していない。

前期難波宮の内裏前殿の造営時期については、内裏前殿が飛鳥浄御原宮の内郭前殿 SB7910 とエビノコ郭正殿 SB7701 の相似形にあって、区画との配置や付属建物からなる空間的要素においても両者に共通性が高い¹³⁾ことから天武朝の造営と考えられる。そして、「大極殿」であるエビノコ郭正殿は内裏前殿と同じ9間×5間であり、宮の正殿という位置づけでも両者が共通するという事実から、内裏前殿は、天武の正宮正殿であったエビノコ郭正殿よりも後に造営された可能性が高い。このことから、内裏前殿は天武十二年（683）十二月の複都制の詔を受けた造営とみるのが妥当だと考える。

Ⅲ. 内裏の門

後飛鳥岡本宮と難波長柄豊碕宮をこのように復原すると、後飛鳥岡本宮の南門を入った庭の正面と、難波長柄豊碕宮の中庭の正面が東西堀で区切られているだけで、その奥の天皇が出御する公的殿舎への出入り口に格式の高い門が存在しないことになる。前期難波宮内裏後殿から前方の東西堀までは通路が通じており、天武朝に造営される飛鳥浄御原宮の内郭前殿からも後方の東西堀まで石敷きの通路が通じているので、これらの東西堀の中央には棟門のような小規模な門があったと考えられるが、公的殿舎としては未成熟な段階とはいえ、天皇が出御する公的殿舎に通じる門がそのようなものでよいのだろうか疑問に感じる。

しかし、平城宮の内裏¹⁴⁾をみると（図3）、遷都直後の内裏第Ⅰ期の南面大垣 SA655 は一本柱堀であるが、門が存在すると想定される内裏の中央部でも5間分の柱間をそれ以外の10尺よりもむしろ狭い8尺等間にしているだけで、控柱をもつような格式の高い門は存在しない。南面大垣と一体的なこのような門の構造は、内裏正殿が脇殿を構えてより公的な要素が強くなる第Ⅱ期

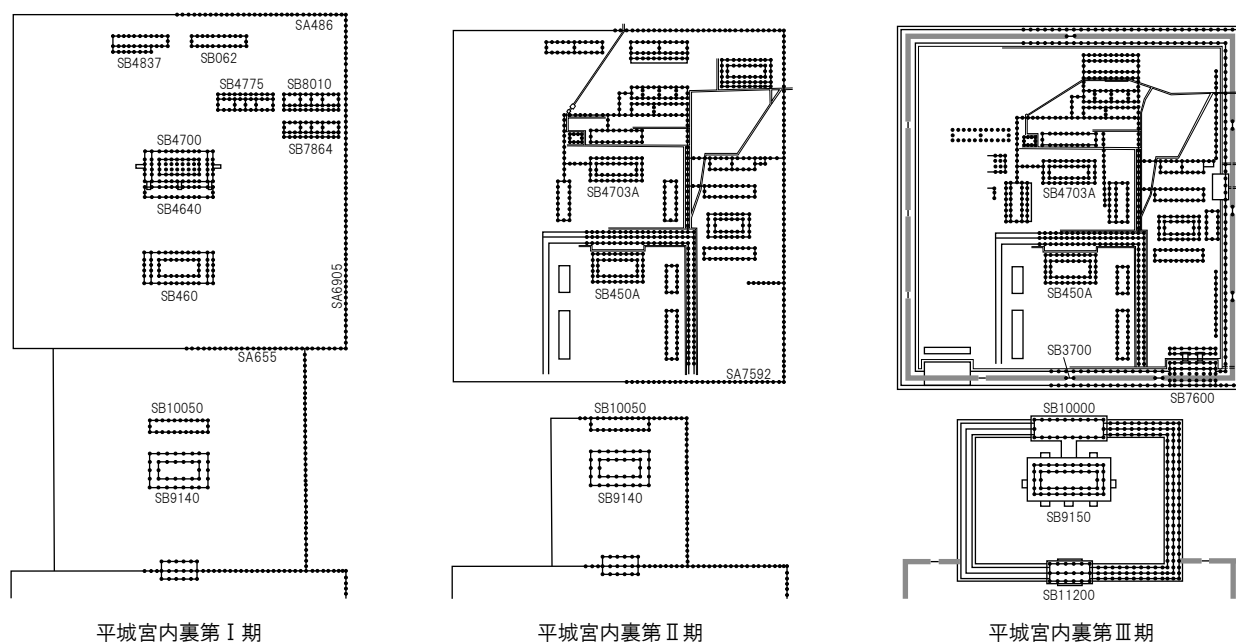


図3 平城宮内裏の変遷（Ⅰ～Ⅲ期） 1：4000

※Ⅳ～Ⅵ期の外郭堀の構造はⅢ期と同じ。

以降も同じである。聖武朝の平城還都以降にあたる第Ⅲ期からは内裏を囲む堀が築地堀にかわり、南面築地回廊に楼閣 SB7600 を備えて荘厳化するが、築地に開く門は中門 SB3700 をはじめすべて潜門形式であって、桓武朝の第Ⅵ期に至るまで内裏の門は一貫して小規模なままである。このように、平城宮の内裏区画施設には格式の高い門は採用されていない。

内裏相当区画の外郭に格式の高い門を取り付けるのは奈良時代後半に入ってからのことである。称徳天皇の御在所である「西宮」と考えられる第一次大極殿地域第Ⅱ期の外郭は築地堀であり、南面築地回廊に八脚門 SB7750A が開く¹⁵⁾。平城上皇の平城西宮である第Ⅲ期の外郭も築地堀で南門は5間門と規模が大きくなり、平安宮の内裏南正面では健礼門に相對する5間門の承明門が開くようになる。

そもそも内裏の閣門内は天皇と女官だけの空間であったが、平安時代になると公卿が勅許を得ず日常的に内裏に侍候するようになる。その始まりは公卿の「内裏上日」の成立から延暦年間頃と考えられており、公卿の関係官人の出入りも日常化することで「開かれた内裏」となった¹⁶⁾。奈良時代後半に内裏の門が格式の高い構造へと変化するの、こういった内裏への官人の出入りを前提とする内裏の変化に対応したものと考えられる。内裏が

天皇と近侍官だけの空間であった状況は小墾田宮にまで遡ることが指摘されており、8世紀前半までは大化前代の大王宮の特質を残したものとといえる¹⁷⁾。したがって、平城宮の内裏のように、天皇の私的な専有空間が区画堀と一体的で小規模な門を構える状況は、小墾田宮にまで遡る可能性が高い。

このように、飛鳥時代の宮においては、大王の空間に通じる門は格式の高い荘厳な門ではなく、棟門のような区画堀と一体的なものであったと考えられる。これは本来、大王が「見えない王」¹⁸⁾であり、百官や外国使節が列立する場に直接赴くことがなかった古来の伝統を引き継いでいるからで、天皇の私的空間は本来出入りのない閉ざされた空間であったことを示す。内裏の門を小さな門を意味する「閣門」というのは、このことに由来するのではないだろうか。後述するように、大殿と朝堂を区切る小墾田宮の閣門は「大門」とも称されているが（推古十六年（608）八月壬子〔12日〕条）、この「大門」は大王の「大」が美称として用いられた¹⁹⁾ ことと同じと考えるべきであり、規模の大きさや格式の高さを意味するものではない。

大宝・養老律令は唐令を継受したものであるが、皇帝が承天門や丹鳳門の楼上に出御し、民衆の前で大赦公布する恩赦儀礼の規定である唐獄官令は継受しておらず、

民衆に対する儀礼の場としては、門を利用することが希薄であった。しかし、門自体は遮蔽された区画内に存在する主体の政治権力を示す象徴として機能しており、国家的儀礼においては門に儀仗や荘厳がなされている²⁰⁾。前期難波宮の内裏南門 SB3301 が古代宮都の門のなかでも規模の大きい7間門であるのは、内裏後殿区から奥の王の空間と内裏前殿区の群臣の空間（朝堂）からなる、小墾田宮以来の王宮全体の正門（南門）にあたるからだと考えられ²¹⁾、まさに帝王の宮の門を意味する「紫門」というにふさわしい。巨大な門は大王宮＝大王の権力を象徴するものであり、大王宮の下に、つまり広大な朝庭に参集する百官等に対して大王宮を権威づけ、大王を中心とした支配体系を誇示するための舞台装置として機能したものと考えられる。

前期難波宮 SB3301 は内裏南門と称されているように、内裏地区と「朝堂院」地区とを二分する存在であり、内裏を荘厳し、南の広大な朝堂と厳然と区別するものと評価されているが²²⁾、上述したように、むしろ旧来の宮門（南門）にあたる門であり、内裏の閤門とは区別すべきだと思う²³⁾。したがって、内裏南門、内裏前殿・後殿という名称はふさわしくないと考えるが、便宜上、以下でも踏襲して用いる。

IV. 小墾田宮から難波長柄豊碕宮へ

上述したように、前期難波宮内裏前殿が当初のプランにはなかったとすれば、大極殿の系譜が断絶するという問題は解消する。前代からの継承関係で次に問題となるのは、藤原宮に直結するような難波長柄豊碕宮の先進的な構造がどのように形成されたのかである。この点について、小墾田宮から難波長柄豊碕宮への構造展開をみていきたい。

(1) 小墾田宮の構造

小墾田宮の構造は、『日本書紀』の記述から岸俊男氏によって、南門—朝庭・庁（朝堂）—閤門（大門）—大殿という関係が復原されており、妥当な見解と考えるが、「庁」の配置については意見がわかれている²⁴⁾。ここでは、記事の内容を確認しておきたい²⁵⁾。

A. 推古十六年（608）八月壬子〔12日〕条

「唐の客を朝庭に召して、使の旨を奏さしむ。時に阿倍

鳥臣・物部依網連抱、二人を、客の導者とす。是に、大唐の国の信物を庭中に置く。時に使主裴世清、親ら書を持ちて、兩度再拝みて、使の旨を言上して立つ。（中略）時に阿倍臣、出で進みて、其の書を受けて進み行く。大伴嚙連迎え出でて書を承けて、大門の前の机の上に置きて奏す。」

B. 推古十八年（610）十月丁酉〔9日〕条

「客等、朝庭拝む。是に、秦造河勝・土師連菟に命せて、新羅の導者とす。間人連鹽蓋・阿閉臣大籠を以て、任那の導者とす。共に引きて南の門より入りて、庭中に立てり。時に大伴咋連・蘇我豊浦蝦夷臣・坂本糠手臣・阿倍鳥子臣、共に位より起ちて、進みて庭に伏せり。是に、兩つの国の客等、各再拝みて、使の旨を奏す。乃ち四の大夫、起ち進みて大臣に啓す。時に大臣、位より起ちて、廳の前に立ちて聴く。既にして諸の客に賜禄ふ。各差有り。」

A の記事は隋使裴世清を朝庭に召して行った外交儀礼の様子であるが、ここから、儀礼の場が「庭中」であり、庭中の奥に「大門」が位置することがわかる。そして、大門前の机に国書を置いているので、その向こうに天皇のいる殿舎が位置するものと推測される。そして、新羅使と任那使を朝庭に召した時の記述である B の記事から、「南門」を入ると「庭中（庭）」があり、この儀礼の場に大臣の位のある「庁」が存在したものと考えられる。A の記事で、「庭中」において大伴嚙連が隋使から国書を受け取り、「大門」前の机に置くようすから、「南門」と「大門」の間に建物の存在を想定することは難しく、「庁」は「庭」の脇に配置された可能性が高い。「庁」は「大門」より奥にあるという想定もあるが²⁶⁾、大夫らが「大門」を通ったようすはないし、後述するように、皇極四年六月の乙巳の変の記事では、三韓の表文奏上が天皇や蘇我入鹿の前で行われているように、ここでも大夫らが「大門」越しに大臣へ奏上したとは考えにくい。

ところで、A と B にみられる隋使と新羅・任那使に対する迎接は、入京した時点から多くの面で違いがある。隋使が入京して迎接を受けたのは海石榴市の術であるのに対して、新羅・任那使は阿斗河辺の館に安置されているし、宮での儀礼の主宰者についても隋使が推古であるのに対して、新羅・任那使は大臣であるような記述となっている。また、隋使が表書形式をとるのに対して、新羅・任那使は国書を口頭で奏上するのみである。これら

のことから、AとBの迎接儀礼が行われた朝庭は別の空間だったという見解もあるが²⁷⁾、両者の違いは倭国の両者に対する認識の違いを反映したものと考える。

外交儀礼において、大王は外交使節と接見しないのが倭国の従来の在り方であり、儀礼は倭王の宮とは別の施設において派遣された大夫らによって行われた²⁸⁾。そういったなかで推古朝は外交使節を初めて大王宮に招き入れたのであり、推古十六年の隋使がその最初である。この時の服装が冠位十二階に対応したものであることをわざわざ注記しているのも従来になかった新しい儀礼の一環だったからである。推古が隋使と直接接見することはなかったが、隋使の迎接では可能な限り中国式の儀礼を取り入れていることがうかがえる。中国的な儀礼では必ず皇帝が出御して直接謁見し、皇帝を中心に儀礼が行われるため、推古十六年の隋使の迎接においてもそういった体裁がとられていた可能性が高く、迎接の記述のなかで大臣が表に出てこないのはそのためだと推測される。

これに対して、新羅・任那使への迎接は、大夫が直接対応する従来の在り方そのものであり、6世紀代までの倭国の伝統にしたがった迎接といえる。国家意思の伝達方法が口頭奏上であるのも従来のやり方であり、饗宴にみられる「共食者」の存在も、雄略十四年三月の呉国使に対する迎接にみられるもので(『日本書紀』雄略十四年条)、従来の対応と同じである。入京の際の迎接や小墾田宮の朝庭で儀式を行うという中国式の外交儀礼を採りながら、宮での儀礼ではあえて従来の迎接方法で対応している。天皇が使者に対して直接謁見するようになるのは平城宮からであることを考慮すると、むしろ、隋使への迎接が特別なのであって、こういった違いは、「大国」隋と「属国」新羅という両国に対する倭国の認識の違いに起因するものだろう²⁹⁾。新羅に対しては、被朝貢国の「大国」として臨んだ³⁰⁾のであり、従来の倭国の迎接方法に従わせたと推測される。

さて、舒明即位前紀には、推古が臥病した際に山背大兄王が小墾田宮に参上したようすを次のように記す。

C. 舒明即位前紀

「吾、天皇、臥病したまふと聞りて、馳上りて門下に侍りき。時に中臣連彌氣、禁省より出でて曰さく、『天皇の命を以て喚す』とまうす。則ち参進みて閣門に向づ。亦栗隈采女黒女、庭中に迎へて、大殿に引て入る。」

ここから、「庭中」の奥に「閣門」があって、その奥に天皇が臥している「大殿」があることがわかる。また、「門下」すなわち「南門」で待っていた山背大兄を中臣連彌氣が迎え、「閣門」を入るときには栗隈采女黒女が迎えているように、門を通るときには必ずその内側にいる導者によって引き入れられており、たとえ山背大兄であっても自由な出入りは許されていない。この点からも、推古十八年の儀礼のなかで大夫らが「大門」を通ったとは考えにくい。

このように、小墾田宮は、南門一庭・庁一大門(閣門)一大殿という構造であったことがわかり、天皇の居住する大殿のある空間と、儀礼が行われる庭および庁で構成される群臣の場という構造が改めて認められる。憲法十七条の八条(推古十二年(604)四月戊辰〔3日〕条)には、「群卿百寮、早く朝りて晏く退でよ。公事鹽靡し。終日に盡し難し。是を以て、遅く朝るときは急きに逮ばず。早く退づるときは必ず事盡きず。」とあることから、小墾田宮では朝参、朝政が行われたと考えられており³¹⁾、大殿は、天皇の日常起居する場であるとともに、儀礼や朝政が行われる庭・庁の正殿としても機能していたとみられる³²⁾。しかし、舒明八年(636)七月朔条には「群卿及び百寮、朝参すること已に懈れり。」とあって、朝参・朝政がすでに機能していないように、庭と庁からなる空間(朝堂)の中心的な機能は、本質的な機能である限られた大臣や大夫の侍候空間³³⁾であったと考えられる。

なお、推古十六・十八年の記事の冒頭にある「朝庭」については、推古朝以前の「朝庭」が天皇や天皇のいる場所を指す朝廷の意味で使用されていることや、上記の条文では儀礼の場を「庭中」「庭」といつていることから、朝廷の意味で使用されたものであろう³⁴⁾。小墾田宮の群臣の場である広場は「庭」と呼ばれていたものと考えられる。

(2) 飛鳥板蓋宮の構造

舒明および皇極の宮の構造はよくわかっていないが、飛鳥宮跡のⅠ期遺構が舒明の飛鳥岡本宮、Ⅱ期遺構が飛鳥板蓋宮と考えられている。飛鳥宮跡Ⅰ期遺構は北で西に振れる遺構群、飛鳥宮跡Ⅱ期遺構は正方位を向く遺構群で、中枢部を囲むと想定される塀が検出されている。

『日本書紀』皇極四年(645)六月戊申〔12日〕条の

乙巳の変の記事によると、飛鳥板蓋宮の内裏には三韓の表文奏上に際して天皇が出御した「大極殿」が登場する。この「大極殿」は文飾とみられるが、この殿舎が「大極殿」とされたのは公的機能を中心とする殿舎だったからであろう。蘇我入鹿斬殺後に天皇が引きこもった「殿中」が別に存在した可能性があり³⁵⁾、内裏空間が私的殿舎「大殿」と公的殿舎の二重構造へと分化していたものと推測される。

また、この記事からは、入鹿の座が「大極殿」内なのか大門にあたる門の内側の庭にあるのかまではわからない。ただ、中大兄皇子が「殿の側」に隠れていることや、入鹿を斬ったのちに「^{つち}地に伏して奏して」とあること、「雨下りて潦水庭に溢めり。席障子を以て、鞍作が屍に覆ふ」とあって、入鹿が庭で斬られたらしいことなどから、入鹿の座は「大極殿」前の庭にあった可能性もあるだろう。いずれにせよ、このときの表文奏上は「大極殿」の中かその前の庭で読み上げられたもので、天皇や大臣の前で行われている。

また、皇極二年（643）十月己酉〔3日〕条に、「群臣・伴造に朝堂の庭に饗たまひ賜ふ。而して位を授けたまふ事を議る。」とあって、飛鳥板蓋宮にも群臣が集議する朝堂の「庭」があることがわかる。したがって、大殿の機能分化はうかがえるものの、飛鳥板蓋宮の基本構造は小墾田宮を継承したものと考えられる。

（3）小郡宮の礼法と難波長柄豊碕宮

乙巳の変の後の大化三年（647）には難波の小郡を壊して小郡宮を造り、次のように礼法を定めている（大化三年是歳条）。

「凡そ位有ちあらむ者は、要ず寅の時に、南門の外に、左右羅列りて、日の初めて出づるときを候ひて、庭に就きて再拜みて、乃ち廳に侍れ。若し晚く参む者は、入りて侍ること得ざれ。午の時に到るに臨みて、鍾を聴きて罷れ。其の鍾撃かむ吏は、赤の中を前に垂れよ。其の鍾の臺は、中庭に起てよ。」

これによると、小郡宮も「南門」を入ると「庁」のある「庭」があることがわかる。この空間は、有位者が朝参し朝政する朝堂にあたる。鍾の臺がある「中庭」は、「中庭」という名称が、構造上、中間に位置することからうかがわせるものであり、白雉元年の白雉献上記事では

「紫門」と「殿」の間の庭を指して広大な朝庭とは区別されていることから、有位者が侍り、朝参・朝政を行う朝堂とは異なる庭であろう。おそらくその境界となる堀には、本来の宮全体の正門である「紫門」に相当する門を構えていたものと推測される。そして、「中庭」の奥に天皇が起居する「大殿」があり、飛鳥板蓋宮で想定されるように公的殿舎も存在したと思われる。

したがって、小郡宮の構造は、南門—庭・庁—（紫門）—中庭—（殿）—（大殿）と復原され、「中庭」より奥が小墾田宮の基本構造と一致する従来の王宮にあたる。「中庭」は一部の群臣が待候し合議を行う空間と考えられるが、その南側に新たに有位者が参集し政務するための空間を付加した構造となっており、この構造は孝徳朝難波長柄豊碕宮と共通する。

小郡宮は、難波遷都に際して難波長柄豊碕宮と並行して造営されたものであり、本命の王宮として造営が進められた難波長柄豊碕宮が完成するまでの仮宮として利用されたと考えられる³⁶⁾。したがって、難波長柄豊碕宮よりも規模は小さく簡略なものであっただろうが、その構造は難波長柄豊碕宮と共通するように設計されたものと考えられ、大化三年の礼法も難波長柄豊碕宮で実施することを前提に定められた可能性が高い。したがって、難波の宮と前代までの飛鳥の宮との違いは、上述したように、有位者が朝参・朝政するための朝堂を付加した点にある（図4）。

難波遷都を機に礼法を定め、小郡宮や難波長柄豊碕宮で新たな朝堂を付加したのは、小墾田宮から求められていた朝参・朝政を徹底させる環境や状況が整ったためだと考えられる。舒明八年（636）七月条にみられるように、朝参・朝政は、少なくとも舒明朝の段階ですでに実質的に機能していなかったのであり、小墾田宮や飛鳥岡本宮、飛鳥板蓋宮では求めても実現しなかった。これは大臣である蘇我蝦夷が従わなかったように（舒明八年七月朔条）、蘇我氏の勢力が強大だったからでもあるが、八木充氏や直木孝次郎氏が指摘しているように、従来の国政執務が蘇我氏を中心とした有力豪族の居宅等で分散的に行われていたために、王宮やその周囲に集約するのが困難だったことが背景にあるだろう³⁷⁾。外廷機能を主導していた蘇我本宗を乙巳の変で排斥することによって大王の下に統一的政治機構を創出する条件が成立したの

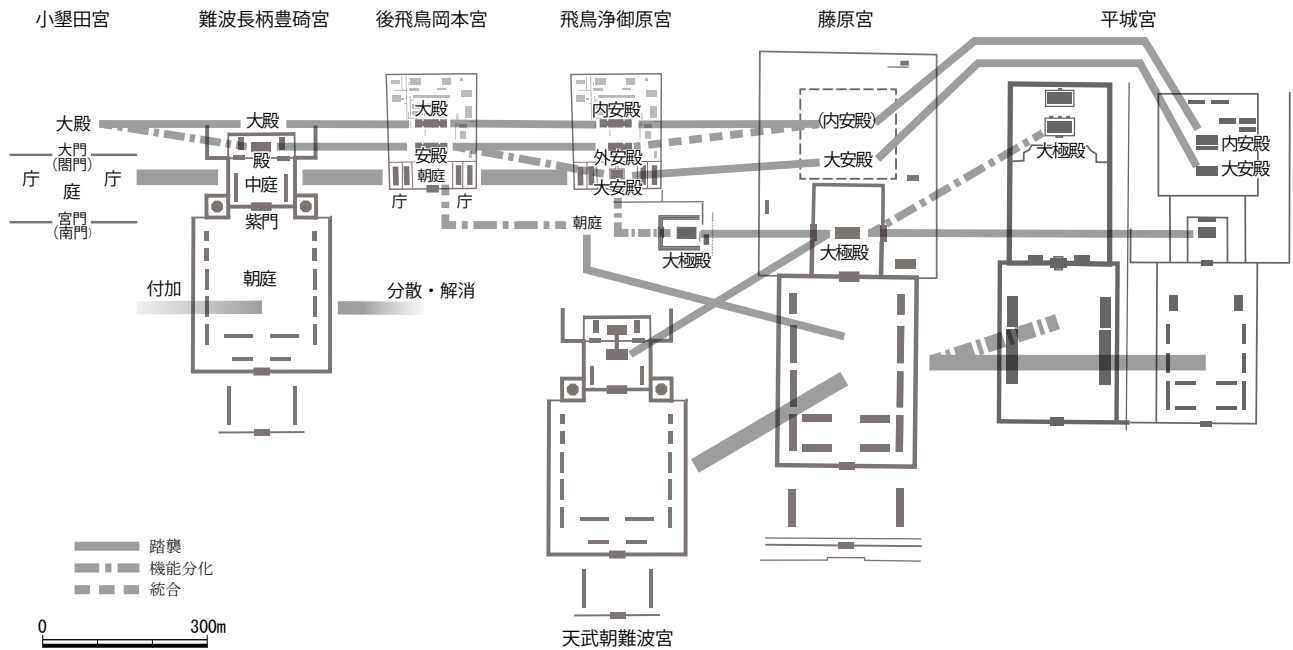


図4 宮中枢部の継承関係

であり、さらに飛鳥を遠く離れた難波遷都によって官衙機能を集約し、参集させることのできる環境が整ったと考えられる³⁸⁾。こういった背景のもとでの朝参や朝政の励行と徹底化は、大王への権力集中を図るものと考えられるのであり、それを実現するための機能的空間として、広い朝堂を王宮に付加したのが小郡宮であり難波長柄豊碕宮であったと考えられる³⁹⁾。大王を象徴する紫門の前に配置された広い朝堂は、そこに朝参、朝政する対象が「位有ちあらむ者」であることからうかがえるように、君と臣との距離を表示する位階を前提にした場であり、大王の前に列立することによって君臣関係および位次を物理的な距離として具現化する空間といえる⁴⁰⁾。すなわち、参集した百官らに君臣秩序を確認させる場として機能したものと考えることができる。

また、前期難波宮の朝堂の十四堂は藤原宮の十二堂よりも多いことから、官司を単位とした朝政の場とは考えにくい。前期難波宮の朝堂は、庁の規模が小さく、広場を中心とした構造となっていることを勘案すると、位階に従って朝庭に列立するように、庁の数や配列も官人序列を示す位階に基づいたプランであったのではないだろうか。

ところで、前期難波宮の広大な朝堂にみられるような、東西に庁を複数並べる朝堂の源流を新羅に求める見解⁴¹⁾があり、そこで注目されているのが、新羅の王宮

が造営された月城の北西で検出された鶏林北辺建物群⁴²⁾である(図5)。鶏林北辺建物群は、北寄り中央にある東西棟1号建物を中心として、左右対称に建物群を配置するもので、桁行10間×梁行2間の南北棟建物(2～4号、6～8号)を南北に3棟ずつ配列し、その東側に南北12間×1間(5号)、西側に13間×1間(10号)の長殿を南寄りに配置する。中央の広場の南端には2間×2間の13・14号建物を東西に置き、中央の空間を中心とした建物配置となっており、広場の中央には4間×4間の12号建物がある。建物はすべて礎石建ちで、その構造は、前期難波宮や藤原宮以降の朝堂を連想させる。

これらの建物群の造営年代は、6号建物の下層や中央広場の建物群造営面の下層から7世紀末葉の土器が出土しており、10号建物にともなうと考えられている地鎮具の椀も同じ時期であることから、7世紀末頃に造営されたものと考えられる。ただし、10号建物と重複して先行する道路遺構もあり、地鎮具が道路遺構にともなう可能性もあるため、建物群の造営が8世紀前半まで下ることも想定される。部分的な断ち割り調査で先行する建物群は検出されていないことや、7世紀末頃の土器が建物造営面よりも2m近く深い層位から出土していることから、これ以前に同じような建物群があった可能性は低い。したがって、鶏林北辺建物群にみられる建物配置を

孝徳朝難波長柄豊碕宮の起源とすることはできない。また、月城内で行われた地下レーダー探査や発掘調査においても、「朝堂院」と同じ構造は確認されておらず⁴³⁾、現状では、新羅に前期難波宮の朝堂の源流を示すような建物配置は確認されていない。

なお、これらの建物群は造営軸や柱筋が揃っておらず、すべての建物が同時に揃っていたかどうかは定かではない。15号建物は5号建物の基壇の上に築造されているようなので他の建物群よりも新しく、造営方位が他と大きく異なる12号建物も新しく造営されたものと推測される。また、13・14号建物の中間北側で見つかった地鎮具は、壺に碗の蓋をしたものを5つ並べたものだが、その年代は8世紀中頃である。地鎮具やそれと並行する東西堀の振れは1号建物と類似し、新しい15号建物とも振れの向きが同じであることなどから、1号建物もあとから造営された可能性がある。

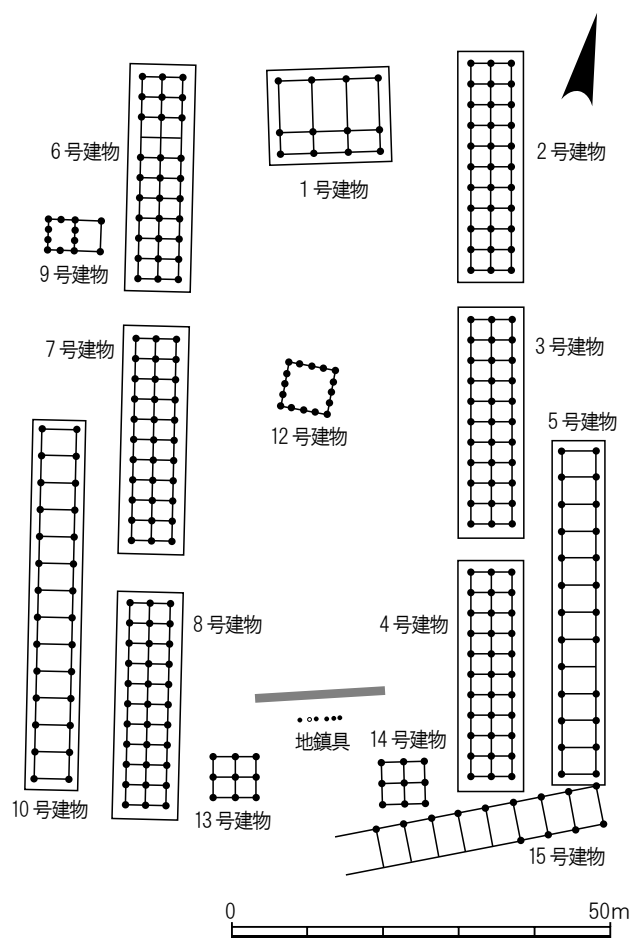


図5 鶏林北辺建物群（1：1000）

V. 宮の構造と三朝制

革新的な構造として注目されてきた難波長柄豊碕宮だが、述べてきたように、その基本構造としては前代までの飛鳥の宮の構造を継承したものであり、そこに支配秩序を体现するための新たな空間（広大な朝堂）を付加したものと考えられる。したがって、従来いわれているような唐制や隋唐長安城以前の都城からの影響についても、考え直してみる必要があるだろう。

前期難波宮 SB3301 は構造的に藤原宮大極殿院南門に当たるが、藤原宮大極殿院南門は、赦宥儀礼の在り方から唐長安城宮城の承天門に倣ったもので、唐三朝制の外朝正殿としての機能の一部を受容したと考えられている⁴⁴⁾。そのため、前期難波宮 SB3301 もまた唐三朝制の外朝正殿である承天門の性格を受容したものと考えられており、内裏前殿が太極殿（中朝）、内裏後殿が兩儀殿（内朝）を写したもので、前期難波宮の構造は唐三朝制に倣ったものと考えられている⁴⁵⁾。しかし、門の検討で述べたように、SB3301 が本来の大王宮の正門にあたるものであって、しかも内裏前殿が当初のプランになかったとすれば、前期難波宮の構造が唐三朝制に倣った宮殿プランとして策定されたとは考えることはできない。すなわち、『大唐六典』巻七、尚書工部によると、天子は朔・望の日に太極門内にある太極殿に坐して朝政をみるとあり、これが昔の中朝にあたるというが、前期難波宮の当初のプランでは、SB3301 の内側である「中庭」には天皇が出御する正殿は存在せず、東・西長殿が配置された広場となっているからである。

したがって、前期難波宮が長安城の構造を写したものであり、唐三朝制に倣ったものという前提において、前期難波宮「中庭」の長殿を唐太極宮の朝堂に倣ったとみる見解⁴⁶⁾にも従えない。この点については、史料にみられる「朝堂」「庁」の使用例から、日本の朝堂は本来、「庁（マツリゴトドノ）」と呼ばれたものであり、中国の朝堂を直接模倣したものではないという指摘⁴⁷⁾があるが、このことから、小墾田宮の群臣の空間にある「庁」とそれを継承した前期難波宮「中庭」の長殿は、従来の大王宮に由来するものと考えべきであり、「朝堂」の成立においても、名称は別としても、実態としては中国の三朝制との関係性を強調すべきではない。

積山洋氏は、前期難波宮のSB3301より北側の内裏地域について、正殿を基点とした中軸線プランによる左右対称の配置をとる点で極めて中国的（唐風）であるとし、内裏から内裏前殿区が南に突出する逆凸字形となる構造が、皇帝の居所である唐長安城宮城において太極宮が逆凸字形に突出する構造に通じるとして、前期難波宮が唐の宮室の設計思想を取り入れたものとする⁴⁸⁾。これについても、先に行った門の検討から前期難波宮の内裏が内裏後殿区から北側と考えられるため、群臣の空間である内裏前殿区を含めた構造を唐太極宮と対比すること自体が前提として問題であろう。積山氏は、重要な殿舎を軸線上に並べることを重視するが、それが中国的であったとしても、そういった構造は寺院建築ですでに認められるのであり、極端な例をあげれば、桜井市纏向遺跡トリイノ前地区で検出された庄内式期（3世紀前半）の建物群にも認められる⁴⁹⁾。この建物群は、4棟の建物が東西を向いた軸線上に規則的に配置されたもので、そのうち中心の大型建物を含む3棟を囲む区画塀は逆凸字形にもなっており、これらは、その規模や構造から王の居館と考えられている。この線上に並ぶ構造はもともと中国からの影響かもしれないが、設計思想として取り入れたかどうかは甚だ疑問である。纏向遺跡トリイノ前地区の建物群にみられる中軸線を意識した構造が大王宮の基本構造として継承され続けた可能性もあり、前期難波宮への影響を隋唐の時期に限定することはできない。

村元健一氏は、『大唐六典』では三朝制を体現したとされる唐太極宮の構造について、隋唐宮城を特徴づけている南北に接続する複数の朝政空間からなる構造は、魏晋南北朝以来の変遷を受けて形成されたものであり、それが『大唐六典』で三朝制になぞらえられたにすぎないと指摘する⁵⁰⁾。前期難波宮は唐太極宮と類似すると考えられているが、唐太極宮が三朝制に則って設計されたものではない以上、それを模倣したとされる前期難波宮が唐三朝制の設計思想を取り入れたとは考えられないだろう。

また、前期難波宮の構造については、隋唐長安城以前の都城に系譜を求める見解があり、『周礼』や『礼記』の理念に則ったものという指摘がある⁵¹⁾。『周礼』の注によると、唐三朝制の中朝にあたる治朝は群臣治事の朝であり、そこにある九室は後漢の朝堂・諸曹に該当する

とされ、この内容は前期難波宮の「中庭」の構造とも合致するし、『周礼』の三朝制はさらに遡って小墾田宮の構造や機能とも一致する内容となっている⁵²⁾。ただし、山元章代氏が指摘するように、前期難波宮が『周礼』にある三朝制を忠実に具体化したものではなく、三朝制にみられる構造や機能的空間を確認された遺構に当てはめる場合にはいくようにも解釈の仕方がある⁵³⁾。小墾田宮の遺構は確認されていないが、王宮が大王の起居する場であると同時に政治の場である以上、たとえ『周礼』三朝制と関係がなくとも、両者を関連付けることは可能であろう。

上述したように、小墾田宮の構造はそれ以降の宮構造の基礎となっているが、小墾田宮では、推古十一年（603）年十二月に冠位十二階を制定し、翌年には朝礼を改めるなど、矢継ぎ早に新秩序が導入され中国風の作法が採用されており、外交儀礼においても宮内に初めて外交使節を招き入れて国書や信物の受納が行われる⁵⁴⁾など、小墾田宮は中国式の儀礼が行われるようになった最初の宮殿である。したがって、小墾田宮の構造は対外的にも通用する儀礼空間として整備された可能性が高いことから、その造営において、『周礼』の三朝制に倣い、それまでの宮とは異なる新しい構造が創出された可能性も否定できない。

小墾田宮の革新性を知るためには、それ以前の宮構造と比較する必要があるが、小墾田宮以前の大王宮の構造をうかがうことのできるものに用明二年（587）四月丙午〔2日〕条がある。

「是の日に、天皇、得病ひたまひて、宮に還入します。群臣侍り。天皇、群臣に詔して曰はく、「朕、三寶に歸らむと思ふ。卿等議れ」とのたまふ。群臣、入朝りて議る。物部大連と中臣勝海連と、詔の議に違ひて曰さく、「何ぞ国神を背きて、他神を敬びむ。由來、斯の若き事を識らず」とまうす。蘇我馬子宿禰大臣、曰さく、「詔に随ひて助け奉るべし。詎か異なる計を生さむ」とまうす。是に、皇弟皇子、豐國法師を引て、内裏に入る。物部守屋大連、邪睨みて大きに怒る。」（注略）とあり、新嘗の日に病にかかった用明天皇が仏教への帰依を群臣に諮った際の記事である。宮に入った用明は詔によって侍候する群臣らに諮問しており、その詔を受けてから群臣らは入朝している。そして、入朝した合議の場は、皇弟

皇子が入ってきた「内裏」であり、それは大王の空間である。天皇が群臣らに直接問う場合には「詔して曰はく」という表現は使用しないことや、群臣らが詔を受けて初めて内裏に入朝していることから、群臣らは内裏とは区別された空間に侍候していたと考えられる。内裏に入ってきた皇弟皇子に対して物部守屋が激怒したのは、大王の空間である内裏に許可なく入ってきたからであろう。この記事がどれほど実態を反映したものが問題ではあるが、この記事からは、用明の池辺双槻宮も小墾田宮と同じく、大王の空間と群臣の侍候空間を備えた構造と理解される。

これによれば、小墾田宮の構造は、大王宮の基本的な構造として継承されてきた可能性があり、そこに革新的な構造変化をうかがうことはできないように思われる。また、小墾田宮の大門（閤門）が堀と一体的な構造であり、それは群臣の空間との遮蔽施設として機能したもので、本来、出入りを想定したものではないことを先に述べたが、この大門（閤門）の性格は、三朝制にとって門が各空間を区分し、また結合するものとして極めて重要という指摘⁵⁵⁾とは相いれないものである。したがって、小墾田宮の構造に『周礼』三朝制との類似性を指摘することはできるものの、小墾田宮の実態としては、それ以前の大王宮を継承した構造と理解すべきだろう。内裏の閤門が奈良時代を通して小規模であるのは上述した通りであるが、このことは、平城宮の構想においても、果たして唐三朝制に則って策定されたものなのかどうか慎重に検討すべきである。そして、小墾田宮を継承した前期難波宮もまた、『周礼』三朝制に則って宮殿プランが策定されたのではなく、基本的には従来の大王宮の構造を引き継いだものと考えべきだと思う。

VI. 飛鳥への遷都

（1）後飛鳥岡本宮造営の背景

小墾田宮から難波長柄豊碕宮にいたる展開において、その基本構造は小墾田宮を継承したものであり、孝徳朝において百官の朝参・朝政の場である広大な朝堂を付加したものであることを確認したが、続く後飛鳥岡本宮では、その広大な朝堂を継承していない。広大な朝堂が、天皇への権力集中を図るために朝参や朝政を徹底する空間として創設されたことからすれば、天皇を中心とする

支配体系を具現化する宮殿構造としては明らかな後退である。

「其の宮殿の状、殫に論ふべからず」（白雉三年（652）九月条）と讃えられてからわずか1年後の白雉四年（653）、中大兄皇子は孝徳の許しを得ないまま、皇祖母尊、間人皇后、大海人皇子をはじめ、百官ら皆を率いて飛鳥に遷る（白雉四年是歳条）。武力行使のないクーデターといってもよい状況であり、孝徳朝を否定するものにほかならない。飛鳥環都は難波遷都以前の宮処への回帰であり、宮およびその周辺環境を旧に復することによって孝徳朝の政策を明確に否定する意図があったものと考えられる。

それでは、孝徳朝が政策の主軸としたものとは何か。それを端的に示すのが王権の支配の象徴ともみられていた大槻⁵⁶⁾の下で行われた盟約である。孝徳が即位してすぐに行った盟約は、「天皇・皇祖母尊・皇太子、大槻の樹の下に、群臣を召し集めて、盟曰はしめたまふ。天神地祇に告して曰さく、「天は覆ひ地は載す。帝道唯一なり。而るを末代澆薄ぎて、君臣序を失ふ。皇天、手を我に假りて、暴逆を誅し殄てり。今共に心の血を瀝づ。而して今より以後、君は二つの政無く、臣は朝に貳あること無し。若し此の盟に貳かば、天災し地妖し、鬼誅し人伐たむ。岐きこと日月の如し。」とまうす。」（孝徳即位前紀（皇極四年（645）六月乙卯〔19日〕））とあるように、孝徳・皇祖母尊・中大兄が群臣に対して行ったもので、乙巳の変によるクーデターの正当性を確認し、君臣秩序の遵守を誓わせている。すなわち、孝徳朝の焦眉の課題は君臣秩序の構築であったのであり、そのための大系として冠位制の改正に着手したのと考えられる⁵⁷⁾。大化三年（647）に制定された冠位十三階は、従来の冠位十二階の上に新たな6階級が創設されたもので、それは理念上、上臣相当冠として新設されたものであり、上臣らを官人化しようとする施策だと考えられている⁵⁸⁾。しかし、大化四年（648）四月辛亥朔条に「古き冠を罷む。左右大臣、猶古き冠を着る。」とあって、左大臣阿倍倉梯麻呂と右大臣蘇我倉山石川麻呂が新冠位を拒否して古冠を着用し続けており、また、冠位十三階が制定された同年十二月には「皇太子の宮に災けり。」とあるように、官人化に対する反発が強かったことがうかがえる。こういったことから、孝徳朝を否定する飛鳥遷都は、孝徳朝が当初より課題として取り組んだ君臣秩序の具現化

を白紙に戻すことによって、群臣らの不満を解消することがねらいとしてあったものと思われる。

上述したように、孝徳朝の小郡宮と難波長柄豊碕宮で新たに付加された広大な朝堂は、天皇への権力集中を図るために朝参・朝政を徹底させる場であり、その正面の巨大な「紫門」SB3301は、広大な朝庭に参集する百官等に対して「大王宮」を権威づけ、天皇を中心とした支配体系を誇示し、確認するための舞台装置であった。その構造は、まさに天皇との君臣秩序を具現化したものといえるが、上臣らの官人化は中下級官人層（下臣、伴造層）を統率する立場であった上臣の存在意義の低下に繋がるものであり、それに対する反発は大きかったものと推測される。飛鳥還都後に斉明天皇が造営した後飛鳥岡本宮が広大な朝堂を採用しなかったのは、孝徳朝の政策を象徴するこの構造を否定するためだと考える。

（２）王権確立のための政策

ただし、だからといってそれ以降支配体系をまったく旧に復したわけではない。斉明六年（660）と天智十年（671）四月辛卯に相次いで漏刻台が造られて漏刻が設置されたが、これは朝政定刻制の実現を目的としたものと考えられ⁵⁹⁾、いずれも中大兄が造営したものである。明日香村水落遺跡は斉明六年に造られた漏刻台と考えられるが⁶⁰⁾、その位置は飛鳥寺の西にあって後飛鳥岡本宮の内郭から約300mも北に離れた場所であり、飛鳥への入口にあたる場所でもある。それは、小郡宮で時刻を知らせる鍾が宮の「中庭」に設置され、宮に参集した官人に対して退朝時刻を知らせる規定になっていることとは異なり、飛鳥一帯に時刻を知らせるための設置場所と考えられる。これは、飛鳥一帯に分散している国政執務の施設に対して知らせるためであろう。斉明朝において日時計より精度の高い漏刻を初めて導入したのは、朝参を励行し徹底させることを目的としたからだと考えられる。

また、難波長柄豊碕宮の中庭と庁からなる朝堂を踏襲した後飛鳥岡本宮の内郭前殿区において、庭と庁とを複廊で区分し、儀礼空間から群臣を排除したのも、天皇を中心とした儀礼空間を演出するためだと考えられる。

ところで斉明朝を特徴づけるものに蝦夷征討記事がある。斉明四～六年にかけて、阿倍比羅夫による日本海沿

岸沿いでの蝦夷征討が行われ、それとほぼ同時期に陸奥国でも太平洋沿岸沿いに北征が行われていることから、この北征は中央政府の命令によるものであり、積極的な蝦夷経略が図られたとみられている⁶¹⁾。この遠征中である、斉明五年（659）七月戊寅〔3日〕の遣唐使の派遣記事には「仍りて、道奥の蝦夷男女二人を以て、唐の天子に示せたまつる。」と特記し、続いて引用された『伊吉連博徳書』や『難波吉士男人書』の内容から、蝦夷帯同の目的は、野蛮・未開状態の蝦夷が恒常的に倭国に入貢するほど天皇の徳が高いことを唐の皇帝に表示することであったと考えられる⁶²⁾。阿倍比羅夫の遠征が、蝦夷の風俗を観察し、服属・朝貢を促すことを目的としたとされていることを勘案すると⁶³⁾、斉明朝の蝦夷経略は小帝国を造り上げることを意図したものだといえる。斉明朝における北征が支配領域をはるかに越えるもので、より広範な地域まで服属させたのは、王化思想にもとづく領域の拡大を意図したものであろう。

蝦夷による朝貢は、舒明九年（637）是歳条に「蝦夷叛いて朝せず」とあり、皇極元年（642）にも朝貢記事があることから（皇極元年九月癸酉〔21日〕条、同年十月甲午〔12日〕条）、斉明朝以前にも蝦夷からの朝貢があったものと推測されるが⁶⁴⁾、毎年朝貢の原則はおそくとも斉明朝には始まると考えられている⁶⁵⁾。斉明朝では蝦夷の朝貢を定例化するとともに、遠征の成果として蝦夷を朝貢させ、飛鳥の中央ともいえる飛鳥寺西の広場において服属儀礼を行ったが、それは小帝国の頂点にあるべき天皇の徳を官人らに効果的に示すものであり、天皇（支配者）としての正統性を演出する儀式として、王権の強化を図ったものと考えられる。

乙巳の変直後の大化元年（645）には「東国国司」が派遣され、大化三年（647）、同四年（648）には淳足柵、磐舟柵が造営されるなど、孝徳朝は東国経営に強い関心を抱いていたことがうかがえるが、阿倍比羅夫の遠征が淳足柵付近から出発したと推測され、孝徳朝までに築かれていた津刈蝦夷との朝貢関係を踏襲する形で行われたように⁶⁶⁾、斉明朝の蝦夷征討は孝徳朝の政策を推し進めた一連の流れとして理解できるものであり、その意味では、飛鳥還都が孝徳朝の政策を否定するためとした先の想定と矛盾する。ただし、この遠征が国際情勢の緊迫化を見据えた高句麗への北方航路の開拓を目指したも

のという見解⁶⁷⁾があるように、それ自体は中央官人の序列化と直接関係するものではないし、中華思想に基づく蝦夷の位置づけと王化思想による征討と服属は、それによって成立する「帝国」を支える中央勢力の立場と存在意義を高めるものであり、むしろ王権側に向けた不満を外部に向ける上で効果的であったと思われる。その意味で、斉明が百済救援のための対唐・新羅戦争に自ら西征に赴くという異例の行動に出たのは、内政に対する不満を外部に向ける好機と捉えていたからだと推測される。

また、斉明朝を特徴づけるものとして、斉明二年（656）は歳条にみられる度重なる造営がある。同条には「時に興事を好む。廻ち水工をして渠穿らしむ。香山の西より、石上山に至る。舟二百隻を以て、石上山の石を載みて、流の順に控引き、宮の東の山に石を累ねて垣とす。」とあり、この宮の東の山に築かれた石垣にあたると考えられているのが酒船石遺跡である。酒船石遺跡は、酒船石のある人工の丘陵に天理近郊で採取された砂岩を積み上げた石垣が巡るもので、北側の谷部には、切石積みの湧水施設から流水を受ける小判形と亀形の石槽を中心とする導水施設があり、その周囲を石敷や階段状の石垣によって整備した特殊な遺跡である⁶⁸⁾。

酒船石遺跡のある丘陵は飛鳥岡にあたるとみられており、隣接する「岡本」に舒明以降の宮が造営され、「岡本宮」という宮号が使用され続けたのは、飛鳥岡が神聖性を有した特別な場所と認識されていたからだという指摘がある⁶⁹⁾。遺跡の性格や使用法については不明な点が多いが、斉明は舒明以降の王宮造営にとって重要視されたこの神聖な岡を荘厳し、儀礼空間として整備したと考えられる。酒船石遺跡が後飛鳥岡本宮である飛鳥宮跡に隣接するものであり、後飛鳥岡本宮の造営と同じ年に宮の東の山での石垣造営が行われていること、そして、その造営を人々が誇って言うなかで石垣の造営だけではなく、「宮材爛れ、山椒埋れたり」と宮の造営にも触れていることから、酒船石遺跡の造営による飛鳥岡の荘厳と宮の造営は一体的な行為とみるべきであろう。王宮は大王（天皇）の存在と一体的なものと捉えられている⁷⁰⁾ことを勘案すると、王宮の造営と一体的に進められた飛鳥岡の荘厳は、王宮を造営する上で重要だっただけでなく、天皇としてそこに居ます斉明自身にとっても

重要な意味があったものと考えられる。つまり、酒船石遺跡での儀礼は、斉明が天皇として王宮を構えることに對する正統性を確認するための行為であったと推測される⁷¹⁾。

正統性の主張と関連するものとして、斉明四年（658）五月に「今城」谷の上で行われた中大兄皇子の嫡子建皇子の殯儀礼がある。「今城」は皇極・斉明を正統な継承次第として位置づけるために重要な空間と考えられるが、その今城谷の小丘において、皇統譜への位置づけを行う建皇子の殯儀礼が行われたのは、斉明の正統性を誇示する行為と考えられる⁷²⁾。

このように、斉明朝に特徴的な事業の背景には、斉明の天皇としての正統性を主張し、王権の確立を図る意図があったと考えられるが、孝徳朝を否定した斉明朝がその正統性を主張するのは当然のことであろう。そのように考えると、斉明二年（656）は歳条にみられる吉野宮の造営についても同じことがいえるのではないだろうか。

6世紀前半以前には成立していたと推定される『古事記』の神武伝承⁷³⁾では、吉野に入ると尾のある「井氷鹿」と「石押分の子」（国巢の祖）が登場するように、吉野は奈良盆地とは異なる文化や習俗のある異郷と捉えられており、『日本書紀』応神十九年十月条には、吉野宮行幸に際して、国巢が来朝して醴酒を献上し、歌を奏上したことが記されている。ここでも国巢は異なる習俗の人々として記述されている。こういった異族視された人々による貢上は、天皇に対して服属を誓う儀礼的行為の説話化と考えられており⁷⁴⁾、吉野の国栖が大嘗祭で隼人とともに御贄を奉り歌舞を奏上するのは、服属を示す儀礼的形態として採り入れられたものと考えられる⁷⁵⁾。国巢が住んでいたのは吉野町国栖・南国栖・窪垣内・新子一帯と想定されているが⁷⁶⁾、斉明が造営した吉野宮と考えられている宮滝遺跡はその地域に近接している。異郷への宮の造営は辺境における柵の造営に通じるものだが、柵の造営は遷都と同一視されるもので天皇支配の象徴としての意味があった⁷⁷⁾。王宮である吉野宮は、まさに天皇支配の象徴として異郷に造営されたものであり、天皇への服属を誓う国巢による貢上を吉野宮で演出することによって、王化思想に基づく天皇の正統性を主張する舞台となっていたのではないだろうか。

このように、半ばクーデターのようにして即位した斉明は、自身の正統性を主張し、中華思想と王化思想に基づく王権の確立を目指したものと考えられる。しかし、飛鳥板蓋宮と後飛鳥岡本宮における立て続けの火災記事（斉明元年（655）是冬条、斉明二年（656）是歳条）は王権に対する不支持を示すものと考えられ、蘇我赤兄が謀反を進める際に有間皇子に語った斉明朝の「三失」批判（斉明四年（658）十一月壬午〔3日〕条）は、その批判を妥当とするような社会的背景が前提となっている。さらに、朝鮮半島への西征中に斉明が造営した朝倉宮造営時にも鬼火があり（斉明七年（661）五月癸卯〔9日〕条）、崩御後には朝倉山の上に鬼が出没し、喪の儀を臨み見たという記事（斉明七年八月朔条）があるように、最後まで斉明の正統性や王権が群臣から支持されたようすはうかがえない。斉明の次に即位する中大兄皇子が皇位継承者として十分な条件や状況にあるにもかかわらず長期の称制期間をおいたことや、その間に自身の正統性を示す系譜を作成したとみられること⁷⁸⁾、そして、斉明陵の天皇陵としての改葬が主宰者である中大兄皇子の正統性を示すために行われたと考えられること⁷⁹⁾などは、そういった背景があるからだと理解される。

天智天皇の近江大津宮とされる錦織遺跡では、推測される地形の改変や基盤層の状況などを勘案して前期難波宮と類似する広大な朝堂を構えた構造の復原案が林博通氏によって示されているが⁸⁰⁾、広大な朝堂については、地形的な制約や建物の推定場所で遺構が確認されていないこと、そして、西第一堂とされているSB006も規模が小さいうえに、柱穴から出土した土器は奈良時代のものだという指摘があるなど、その存在を否定する見解が出されている⁸¹⁾。

いわゆる「朝堂院」を想定する根拠の一つになっているのが、天智九年（670）正月辛巳〔7日〕条にみられる「宮門」である。小墾田宮や小郡宮における「宮門（＝南門）」が朝堂院南門にあたるという理解から⁸²⁾、林氏は大津宮にも朝堂院が存在していたとし⁸³⁾、7間門とも考えられている大型の門SB001と複廊を境として、その北側を内裏、南側に朝堂院を想定する。天智九年戊子〔14日〕条に「朝庭の礼儀」とあるので、庁と朝庭からなる朝堂の存在はうかがえるが、上述したように、飛鳥時代の内裏の閣門は小規模なものであるので、5間以上の規

模⁸⁴⁾であるSB001を内裏閣門とみなすことはできない。SB001の規模や複廊が取り付く構造から王宮全体の正門としての「宮門」にあたるものと考えられ、後飛鳥岡本宮までの宮殿構造を勘案すると、その内側に庁のある朝庭が想定される。吉水眞彦氏が指摘するように、現状では、SB001の南側に前期難波宮と同じ規模・構造の広大な朝堂を想定するのは難しく⁸⁵⁾、後飛鳥岡本宮と類似する小墾田宮以来の基本構造であった可能性が高い。

大津宮が後飛鳥岡本宮を踏襲したのは、天智天皇が斉明と同じく孝徳朝を否定する路線にあるからだと考えられるが、大津宮に漏刻を設置して朝参、朝政の徹底を図っているように、権力の集中を目指していたようすがうかがえる。難波と同じく飛鳥を離れ、参集空間を創出できる環境にあるにもかかわらず、広大な朝堂を造営しなかったのは、緊迫する国際情勢もさることながら、天智天皇自身の正統性や王権への支持を確立させることから着手しなければならない状況にあって、初めから君臣秩序の具現化にまで踏み込むことができなかったからだと推測される。

VII. 天武朝の都城構想

（1）飛鳥浄御原宮における正殿の造営

孝徳朝難波長柄豊碕宮は小墾田宮の構造をもとに形成されたものであることをみてきたが、従来にないその革新的な構造は斉明と天智の王宮には採用されず、続く天武持統朝を経て藤原宮で再び導入された。藤原宮の造営は新城と呼ばれた天武朝に始まるものであり、天武天皇の正宮として造営が進められたが⁸⁶⁾、その間にも天武は飛鳥浄御原宮を整備し続けており、両者は互に関連するものと考えられる。ここでは、飛鳥浄御原宮がどのように整備されたのかを確認し、飛鳥浄御原宮と難波長柄豊碕宮の構造をどのように継承して藤原宮が成立したのかをみていきたい。

天武元年、天武天皇は後飛鳥岡本宮の南に宮室を造って飛鳥浄御原宮とした。飛鳥宮跡Ⅲ—b期遺構がそれにあたる。天武天皇は後飛鳥岡本宮である飛鳥宮跡Ⅲ—a期遺構をそのまま引き継ぎ、南門を入った内郭南区画の空間に公的正殿SB7910を増築する形で自身の宮とした。さらに、内郭の東南（以下、東南地区）には、石組溝SD8931を埋め立てて、桁行12間×梁行2間と

いう長大な南北棟 SB9008 や、東西棟 SB7201、東西塀 SA8201 からなる建物群を造営している。

小墾田宮以来継承されてきた群臣の空間である本来の朝堂に天皇出御の正殿を造営することは、天皇が群臣の上位にあることを視覚的に示すものであり、天皇を頂点とする支配体制を具現化したものにほかならない。SB7910 の造営によって、官人らが参集する場は内郭南門から外側の南の朝庭に移されたのであり、「庁」とみられる東南地区の建物群と併せて、従来よりも広い朝堂が整備されたものと考えられる。

さらに、天武十年（681）頃になると東南地区にはエビノコ郭が造営される。その正殿は飛鳥浄御原宮の中でも最大級の殿舎であり、最も格式の高い公的空間の正殿である。エビノコ郭は本来の王宮の外に造られた公的空間であるが、朝庭を確保するために内郭の南側ではなく東南に配置されている。エビノコ郭正殿が南面するのに対してエビノコ郭の西門が正門となっているのは、エビノコ郭が朝庭の存在を前提にするものであり、朝庭と相対する区画として造営されたことを示している。そして、エビノコ郭西門が内郭南門と同じ規模構造の5間門であることから、内郭と同じく天皇を象徴する一郭として造営されたものと考えられる。

朝庭は、「百寮の諸人、拝朝庭す」（天武十年（681）正月癸酉〔3日〕条、天武十二年（683）正月庚寅〔2日〕条、天武十四年（685）正月戊申〔2日〕条）とあるように、官人らが参集し、天皇に拝礼する場であるとともに、宴の場であった（天武五年（676）正月甲寅〔15日〕条）。そして、「隼人、多に來て、方物を貢れり。是の日に、大隅の隼人と阿多の隼人と、朝庭に相撲る。大隅の隼人勝ちぬ。」（天武十一年（682）七月甲午〔3日〕条）とあるように、化外民が朝貢する場であり、御薪の献上（天武五年正月甲寅〔15日〕条）や射礼が行われているように（天武十年正月丁亥〔17日〕条）服属関係を確認⁸⁷⁾する重要な場であった。このような機能を果たした朝庭に対峙・対置してエビノコ郭が造営されたのは、朝庭に参集する官人や諸蕃らに対して、彼らが従属する対象が天皇であることを明確にし、天皇が支配体系の頂点にいて確認させるためだと考えられる。このことからすると、エビノコ郭正殿は朝庭に対する正殿として位置付けられるが、この朝庭は飛鳥宮Ⅲ—b期で広い朝堂

を成していたのであり、飛鳥宮跡Ⅲ—c期でも同じ機能を果たしていることから、「朝堂」と認識されていた可能性が高いと考える⁸⁸⁾。その意味で、エビノコ郭正殿は、朝堂の正殿として成立する藤原宮以降の大極殿に繋がる重要な存在といえる。

ただし、朝庭に面する正殿としては内郭前殿 SB7910 も同じであり、南面する殿舎と南門との位置からすれば、朝庭との配置はエビノコ郭よりも条件がよい。それに関わらず、時期と空間をずらして天皇が出御する公的空間の正殿としてエビノコ郭を造営したのは、両者の役割が異なっていたからであろう。

エビノコ郭正殿は「大極殿」と呼ばれた殿舎と考えられるが⁸⁹⁾、大極殿は隋唐長安城の太極殿に則して造られたとみられ、その太極殿は中国における宇宙の中心を象徴する天帝の常居を意味し、皇帝による支配の正統性を証明する殿舎である⁹⁰⁾。天武十年の「大極殿」初出記事において、大極殿が律令制定の詔や「帝紀」および「上古諸事」の記定を命じる重要な殿舎として登場することを勘案すると、大極殿は天皇が支配体系の中心にいてを示す重要な殿舎として創出されたものと考えられる。そして、それを誇示する対象は、エビノコ郭が対峙する朝庭に参集するすべての官人や外交使節などの被支配層全体であったと考えられる。

すなわち、内郭前殿 SB7910 は、群臣（マエツキミ）の場に造営されたものであり、天皇が上級官人である群臣の上位にいてを確認し、認識させるための殿舎であったと考えられるのに対し、エビノコ郭は群臣の場を含む内郭から独立した天皇のための公的空間であり、群臣はもとより、群臣・大夫らに統率され、群臣・大夫に仕奉る存在であった中下級官人層⁹¹⁾に対して、仕奉る対象が天皇であることを認識させるもの⁹²⁾であり、群臣を初め、そこに参集する支配対象すべてに対して、天皇による支配体制を認識させ、その正統性を示したものと考えられる。

このように、天武天皇による公的空間の新たな造営は、天智が成し得なかった君臣秩序の具現化であり、壬申の乱による天武天皇への権力の集中があって初めて着てきたものと推測されるが、それは段階を追って進められたのであり、一度には成し得ない作業であったことがうかがえる。このことが、新城の宮域造営の遅延にも関係

するものと推測される。

(2) 藤原宮の成立

このように、飛鳥浄御原宮ではおもに公的空間の整備が図られ、天武天皇の生涯の王宮となったが、天武天皇は飛鳥浄御原宮とは別に自身の王宮・都城として新城の造営を進めていた。新城については天武五年（676）と同十一年（682）三月に造営に関する記事があるが、京域の造営は天武初年頃にはすでに始まっていたとみられ、宮域の造営はそれよりも遅れて天武十一年三月に着手されたと考えられる⁹³⁾。宮域の造営においては、外郭施設から先行して取り掛かっており、天武十三年（684）三月に「宮室」の地を定めて内裏・大極殿・朝堂といった宮中枢部の造営に着手している。結局、新城の完成をまたずに天武は崩御するが、造営事業は一時の中断のちに持統天皇によって引き継がれ、藤原京として完成した。

藤原京につながる新城、京師、新益京に関する造営過程をみると、新城の宮域が藤原宮として完成するものと考えられるが、そうすると宮域の設計は造営に着手した天武十一年三月までに策定されていた可能性が高い。天武十三年三月条に「宮室之地を定めたまふ」とあるが、この「宮室」は内裏、大極殿院、朝堂といった宮域の中枢部のことを意味するもので宮域全体を指すものではない⁹⁴⁾。「宮室之地」の決定は宮域の造営が進むなかで行われたものであることから、測量によって設定された中枢部において儀式的に行われたものと考えられ、おそらく、支配の正統性を示す「大極殿」の位置を天武天皇自身が決定することに重要な意味があったものと推測される⁹⁵⁾。したがって、中枢部の設計だけが遅れて策定されたのではなく、宮域全体の設計が天武十一年三月以前に策定されていたと考えるのが妥当である。

この時期に新城の宮域造営が始まったのは、天武十年二月に編纂が開始された飛鳥浄御原令の進捗と関連するものと思われるが、飛鳥浄御原令編纂の進捗によって官僚制、行政機構の整備が進んだことを受けたもので、これを具現化する宮域プランが策定された結果と推測される⁹⁶⁾。すなわち、新城構想は律令の支配の体現に主眼があったのであり、藤原宮の構造において天皇の独占的空間となった大極殿が朝堂の正殿として配置されている

のは、まさにそれを現したものとなっている。そして、飛鳥浄御原令の編纂が開始された天武十年頃には、飛鳥浄御原宮においても「大極殿」が造営され、殿舎名の変更や外郭の整備が行われた。

飛鳥浄御原宮で創出されたこの「大極殿」の一郭を、君臣秩序を具現化した難波長柄豊碕宮の構造に取り入れたのが藤原宮である。藤原宮大極殿は、難波長柄豊碕宮の「中庭」の朝堂にあたる区域に配置されているが、そこは群臣の侍候空間であるとともに、巨大な門に象徴される本来の大王宮の一郭である。難波長柄豊碕宮では大王宮と広大な朝堂を対置することで君臣秩序を示していたが、藤原宮では大王宮にあった群臣の空間に天皇が出御する大極殿を配置して朝堂本来の機能を完全に排除し、天皇の独占的空間とすることによって天皇による支配体系を象徴する一郭を造り上げたものと考えられる。それは、群臣の場であり、執務空間でもある広大な朝堂に相対する正殿として位置づけられるもので、律令制支配を象徴する構造としてのちの宮都にも継承されていく。

この藤原宮の構造は、群臣の場を天皇出御の空間とし、朝堂の正殿として大極殿を創出した飛鳥浄御原宮を踏まえたものにほかならず、君臣秩序を具現化するために行われた飛鳥浄御原宮の公的空間の整備があつて初めて成立するものである。飛鳥浄御原宮は、天武の正宮と位置づけられる新城に対して仮の王宮といえるものだが、それは御在所としての単なる仮宮ではなく、藤原宮を成立させるための構造改革の場であったのであり、以後の律令体制下における宮構造の基礎を造り上げた宮として評価することができる。

ところで、藤原京は十条十坊でその中央に宮が配置されるもので、それは『周礼』による理想的王都にもとづくプランと考えられている⁹⁷⁾。『周礼』によれば、王都の位置は、天命によって諸侯に君臨する天子の居住地であるとされており⁹⁸⁾、『周礼』にもとづく藤原京の構造は、天皇が支配体系の頂点にいて、そしてそれを具現化した藤原宮の存在を正当化する構造として導入されたものではないだろうか⁹⁹⁾。

(3) 天武朝難波宮と複都制

天武十二年（683）十二月には複都制の詔で難波宮の造営にも着手していることから、藤原宮の造営と難波宮

表1 天武天皇の都城造営

年号	西暦	月	飛鳥浄御原宮	新 城	難波宮
天武元年	672	是歳	大安殿 SB7910 造営。	条坊施工。	
天武5年	676	是歳		都（宮域）造営計画。	
天武6年	677	10月			摂津職大夫任命。
天武8年	679	11月			難波に羅城造営。
天武10年頃	681		大極殿 SB7701 造営。		
天武11年	682	3月		都（宮域）造営に着手。	
天武12年	683	12月			複都制の詔。都（宮域）造営に着手。
天武13年	684	3月		宮室の地決定。宮中枢部の造営に着手。	

の整備はほぼ同時に進められたことになる。エビノコ郭正殿よりも後に造営されたと考えられる内裏前殿はこの時に造営されたと考えられるが、内裏前殿は、飛鳥浄御原宮の内郭前殿 SB7910 と同じく古来の朝堂区画の「中庭」に増築されており、それは儀式空間の正殿であるとともに王宮全体の正殿の位置を占める。飛鳥浄御原宮のエビノコ郭正殿 SB7701 と同じ構造であって藤原宮大極殿院と類似する配置をとることから、「大極殿」を意識したものだった可能性が高く、これによって、群臣の侍候空間であった古来の朝堂区画は天皇が出御する空間として位置付けられたと考えられる。

藤原宮の構造は、一見して明らかなように、前期難波宮と類似するものであり、これまでに指摘されているように孝徳朝難波長柄豊碕宮をモデルとして設計されたことは間違いない。新城は天武の正宮として造営されたものであるが、天武は自身の正宮構造に難波長柄豊碕宮の基本構造をほぼそのまま採用したことになる。それは難波長柄豊碕宮が君臣秩序を具現化した構造であったからだと考えられ、天武十一年（682）九月壬辰〔2日〕に「今より以後、跪礼・匍匐礼、並に止めよ。更に難波朝庭の立礼を用ゐよ」と命じているように、その構造を造り出した孝徳朝の政策を押し進めたものと考えられる。飛鳥浄御原宮で公的空間が整備されたことから明らかなように、君臣秩序と天皇を頂点とした支配体系の具現化を図った天武にとって難波宮は理想的な構造だったのだろう。

ただし、天武十一年三月に新城の宮域造営に着手した段階では難波長柄豊碕宮に内裏前殿は存在していない。内裏前殿は天武十二年の複都制の詔を受けて造営されたものと考えられることから、内裏前殿の設計プランそのものが藤原宮の設計後に策定されたもので、藤原宮大極殿の構想を受けた設計および造営である可能性が高い。宮中枢部の構造は、難波長柄豊碕宮から藤原宮への一方

向的な継承関係が強調されてきたが、天武朝における一連の都城構想に沿う形でそれぞれの構造を造り上げたというのが実情であろう。

飛鳥浄御原宮と新城は、飛鳥浄御原令編纂の進捗による支配体制の整備を受けて、その体系や規定に沿った形に宮殿が設計され、また改変されている。ほぼ同じ時期に出された複都制の詔における「難波に都つくらむと欲ふ」が宮域の造営を意味する¹⁰⁰⁾ものであることを勘案すると、これも新しい支配体系を反映したものであったと考えられる。この点においても、難波宮の中枢部が孝徳朝のままであったとは考えにくい、それはともかく、新城（のちの藤原宮）の造営と飛鳥浄御原宮および難波宮の改変が、飛鳥浄御原令による支配体制の新規定に沿って行われたと考えられるのであり、天武十二年の複都制の詔による難波宮の改造プランは、藤原宮の宮域プラン確定後に策定された可能性が極めて高い。そして、その改造によって、内裏前殿が「大極殿」に相当する殿舎として造営されたと考えられる。

ここで、飛鳥浄御原宮、新城、難波宮の造営過程を整理してみると、これらは互いに連動しているようすがうかがえる（表1）。新城の宮域造営に着手した翌年に複都制の詔が出されているのは、天武の王宮プランが確定したことを受けての処置とみられ、難波宮がその王宮プランに沿った形に整備されるのは当然であろう。新城の宮域プランや複都制における難波宮プランも同じ流れの中で策定されたものと考えられるが、両者の連動性という意味では宮域周辺地域の整備にも注目される。新城の条坊施工は天武五年（676）以前に始まっていると考えられるが、難波においても天武六年（677）十月に摂津職大夫が任命されており、王宮としての新城の造営と並行して、複都制を念頭にいた難波の整備が天武朝の早い時期から始まっていた可能性がある¹⁰¹⁾。

上述したように、新城構想は律令的支配の体現に主眼があったのであり、複都制による難波宮の整備も当然その構想に沿っていたと思われる。それは天皇の居処としての「都」の造営であるが、そこで造営されたのが天皇を頂点とした支配体系を象徴する「大極殿」相当の内裏前殿であれば、ごく自然な流れとして理解しやすい。しかし、内裏前殿の構造は飛鳥浄御原宮の「大安殿」内郭前殿と類似する要素が多く、朝堂区画から「庁」を完全に排除していない点において、前代的であって藤原宮大極殿には直結しない。

これについては、内裏前殿の造営が天武十二年（683）以前であり、飛鳥浄御原宮の大安殿 SB7910 と同じく天武初年頃に造営されたからだと考えられなくもないが、複都制の詔が天皇居所の造営を意図するものであることからすると、それまでに中枢部が整備されていたとは考えにくい。また、少なくとも飛鳥浄御原令で整備された支配体系を体現する改造であったはずであり、それが官衙のみであったとも考えられない。そうであるならば、内裏前殿の構造は、藤原宮大極殿のプランをあえて採用しなかったとみるべきである¹⁰²⁾。

それは、藤原宮が天武の常居する国家の中心として計画されたものであり、なによりも藤原宮大極殿が絶対的な存在と認識されていたからであろう。藤原宮大極殿が遷都のたびに平城宮、恭仁宮へと移築された¹⁰³⁾ ことがそれを端的に示しており、その存在が唯一無二であったことを象徴している。そのため、副都の難波宮では、大極殿に次ぐ公的殿舎の大安殿プランが「大極殿」相当殿舎として採用されたものと推測される。難波宮中枢部にみられるこの選択的な構造差は、主都の藤原宮と副都の難波宮の違いを示すものであり、難波宮の機能や複都制構想を反映しているものとみられる。

構造に反映していると考えられる難波宮の重要な機能の一つに外交施設があげられる¹⁰⁴⁾。飛鳥遷都後の斉明元年（655）七月己卯〔11日〕条には、「難波の朝にして、北北は越ぞ。の蝦夷九十九人、東東は陸奥ぞ。の蝦夷九十五人に饗たまふ。并て百済の調使一百五十人に設たまふ。」とあり、難波長柄豊碕宮が迎接施設として機能している。天武朝では、難波での迎接施設名は記述されていないが、天武二年（673）九月庚辰〔28日〕条に新羅の賀騰極使金承元らを「難波に饗たまふ。種類の樂を奏す。

物賜ふこと各差有り。」とあるのも、おそらく難波宮での迎接であろう。難波宮での迎接に天皇自らが臨んだとは考えられず、筑紫において、詔を受けた筑紫大宰河内王らが新羅の送使金高順らを迎接しているように（持統四年（690）十月戊午〔5日〕条）、難波宮でも代理となる官人が対応したものと推測される。天武六年（677）十月癸卯〔14日〕に設置された摂津職大夫は、難波宮の管理とともに外交的職務を担っており¹⁰⁵⁾、天皇に代わって難波宮での儀礼を執り行ったものと考えられる。このように、難波宮は、複都制の詔によって天皇居所としての「都」とされたものの、通常、実際に難波宮における儀礼を取り仕切っているのは天皇代理の官人であったため、儀礼に臨む正殿を天皇の独占的空間として位置づけられなかったものと考えられる。このことが、藤原宮大極殿の設計や構想をそのまま難波宮に採用しなかった要因であろう。

また、時期は降るが、神亀三年（726）に聖武天皇が難波宮造営に着手したのは、聖武が、天智・天武天皇の皇位を継承する正当な天皇であることを示すためだと考えられており¹⁰⁶⁾、そうであれば聖武は天武の複都制を意識していた可能性が高い。後期難波宮大極殿は平城宮第一次大極殿 SB7200 と相似形でありながら桁行長で80%大に留まっており、これは藤原宮大極殿に対する前期難波宮内裏前殿の比率と同じである。このことが副都としてのあり方を示しているならば、天武朝の複都制を考える上でも参考となる。

このように、天武朝難波宮の構造は、天皇が常居せず、基本的に代理人が儀礼の主宰者となるという利用形態が反映されたものであり、その機能や役割を踏まえたものであったと考えられる。天武朝で導入された複都制は対等の“京”からなるものだという指摘があるが¹⁰⁷⁾、藤原宮と天武朝難波宮における中枢部の構造の違いからうかがえるように、それらは主都と副都として区別されたものと考えられる。

VIII. 藤原宮から平城宮へ

以上、飛鳥宮跡Ⅲ期遺構の3期区分を通して、小墾田宮から藤原宮の成立までの展開をみてきた。飛鳥宮跡Ⅲ期遺構は、前期難波宮と藤原宮をつなぐ重要な存在であることを改めて確認し、藤原宮が飛鳥浄御原宮における

公的空間の構造改革を受けて初めて成立しうることがより明確になったと思う。最後に、藤原宮から平城宮への展開についての見通しを述べておきたい。

藤原宮の内裏構造は不明だが、『続日本紀』大宝二年（702）三月己卯〔12日〕条に「大安殿を鎮めて大祓す。天皇、新宮の正殿に御しまして斎戒したまふ。惣べて幣帛を畿内と七道との諸社に頒つ。」とあることから大安殿が存在したことはわかる。そして、『続日本紀』大宝元年（701）正月戊寅〔4日〕条には「天皇、大安殿に御しまして祥瑞を受けたまふこと、告朔の儀の如し。」とあり、大宝三年（703）十月癸未〔25日〕条で、遣新羅使や新羅王らに賜物を行っているように、大安殿は重要な公的殿舎であり、内裏正殿として位置付けられる。これは、機能の低下した飛鳥浄御原宮の外安殿にかわって、大安殿が内裏正殿として取り入れられたものと想定される。その北側にはおそらく内安殿が位置しており、この内裏構造が平城宮の内裏へと引き継がれたものと考えられる。平城宮の内裏には、御在所正殿 SB4700 と内裏正殿 SB460 が南北に並ぶが、これが藤原宮の内裏構造を踏襲したのと考えられ、SB4700 が内安殿、SB460 が大安殿に相当する¹⁰⁸⁾。

平城宮では、大極殿一朝堂の構造を備えた中央区と東区があり、東区は藤原宮の構造をほぼそのまま踏襲している。中央区は藤原宮大極殿が移築された大極殿院と4棟の建物を配置した朝堂で構成される。東区が政務の場で毎日の朝政が中心となる日常的な場であるのに対して、中央区は即位儀や朝賀、特定日の儀礼といった、儀式・饗宴の特定の日に用いる非日常的な場と考えられている¹⁰⁹⁾。平城宮で新たに出現した中央区と、その正面に続く広大な広場でもある朱雀大路の造営を勘案すると、平城宮および京の造営は、都城全体を儀式空間として造り上げることを目的としたものと考えられる。これは、地形的な制約から大規模な朱雀大路や羅城門を造営できない藤原京において、儀式空間がほぼ宮域に限られていた欠点を改善するものである。

藤原宮は、その構造をもって、天皇を頂点とする支配体系と君臣秩序を体現しようとしたものであり、王都は天子の居住地とする『周礼』にもとづいて造営された藤原京がそれを支えるという構造であった。つまり、藤原京はあくまで天皇を支配者として正当化するための構造

となっていたのであり、その意味では欠点はないが、国家としての威容を対外的に誇示する構造とはなっていなかった。しかし、大宝律令が完成し、再開された遣唐使によって唐長安城での儀礼のあり方が伝えられると、儀礼空間の欠如が明確となったものと推測される。そこで、都城全体を儀礼空間とし、律令国家として機能する体裁を整えたのが平城京であったと考えられる。日本で最初の本格的都城といわれる藤原京であるが、その実態は王宮の延長ともいえる性格のものであり、律令制都城として機能する儀礼空間として造営された平城京とは設計理念そのものが異なる都城といえる。

註

- 1) 林部 均 2001『古代宮都形成過程の研究』青木書店、林部 均 2013「日本古代における王宮構造の変遷—とくに前期難波宮と飛鳥宮を中心として—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第178集 国立歴史民俗博物館、志村佳名子 2015「飛鳥浄御原宮における儀礼空間の復原」『日本古代の王宮構造と政務・儀礼』塙書房、相原嘉之 2017『古代飛鳥の都市構造』吉川弘文館。
- 2) 重見 泰 2014「後飛鳥岡本宮と飛鳥浄御原宮—宮殿構造の変遷と「大極殿」出現過程の再検討—」『ヒストリア』第244号 大阪歴史学会、重見 泰 2015「後飛鳥岡本宮の構造と飛鳥浄御原宮の成立」『ヒストリア』第249号 大阪歴史学会。前者で遺構変遷の再検討、後者で殿舎比定を行った。
- 3) 前掲註2)に同じ。
- 4) 「朝堂院」という語は平安時代以降の用語であり、それ以前は「朝堂」が用いられているため、ここでは朝庭と庁からなる区画全体を「朝堂」と呼ぶ。今泉隆雄 1993「平城宮大極殿朝堂考」『古代宮都の研究』吉川弘文館 pp.133～136。
- 5) 中尾芳治 2014「難波宮から藤原宮へ—日本古代宮都の成立過程をめぐって—」『難波宮と都城制』吉川弘文館、積山 洋 2013「大極殿の成立と前期難波宮内裏前殿」『古代の都城と東アジア〈大極殿と難波京〉』清文堂。
- 6) 林部 均 2001「前期難波宮の成立」註1) 前掲書、林部 2013註1) 前掲論文、積山註5) 前掲論文。
- 7) 積山註5) 前掲論文 p.77。
- 8) 積山註5) 前掲書、中尾註5) 前掲論文、林部註1) 2001前掲書および2013前掲論文。
- 9) 重見 2015註2) 前掲論文 p.4。

- 10) 重見 2015 註 2) 前掲論文。なお、前期難波宮から飛鳥宮跡Ⅲ期遺構への展開と前期難波宮の構造復原については、重見 泰 2018「難波長柄豊碕宮から後飛鳥岡本宮へ」(『橿原考古学研究所論集』第 17 創立 80 周年記念論集 八木書店)で論じている。
- 11) 樋笠逸人 2014「高御座の成立—八世紀における登壇儀礼の再検討—」『日本史研究』第 623 号 日本史研究会。
- 12) 白雉献上が行われた宮は、味經宮＝豊碕宮だと考えられている。市 大樹 2014「難波長柄豊碕宮の造営過程」『交錯する知—衣装・信仰・女性—』思文閣出版。
- 13) 前期難波宮内裏前殿と飛鳥宮跡Ⅲ期遺構の内郭前殿およびエビノコ郭正殿との類似性については、積山氏が詳述している。積山註 5) 前掲論文。
- 14) 奈良国立文化財研究所 1991『平城宮発掘調査報告』XⅢ(奈良国立文化財研究所学報第 50 冊)。
- 15) 奈良国立文化財研究所 1981『平城宮発掘調査報告』XI 第 1 次大極殿地域の調査(奈良国立文化財研究所 30 周年記念学報(学報第 40 冊))。
- 16) 吉川真司 1998「律令国家の女官」『律令官人制の研究』塙書房。
- 17) 大隅清陽 2014「律令官僚制と天皇」『岩波講座 日本歴史』古代 3 岩波書店 pp.95～96。
- 18) 『魏志』東夷伝倭人条の卑弥呼は姿を現さない王として記述されており、こういったあり方が、限られた群臣にしか姿を見せない飛鳥時代の大王の淵源であろう。大林太良氏によると、宮室の奥深く隠れていて姿を現さず、宮廷の中でも臣下の目には触れないようにする「見えない王」は、旧大陸の諸王朝に多くみられるという。大林太良 1986『邪馬台国』中公新書 466 中央公論社 pp.92～112。
- 19) 関 晃 1996「推古朝政治の性格」『大化改新の研究』下(関晃著作集第 2 巻) 吉川弘文館。
- 20) 山下信一郎 2010「文献からみた古代官衙の門の機能」『官衙と門』報告編 第 13 回古代官衙・集落研究会報告書 奈良文化財研究所。
- 21) 前期難波宮の内裏南門 SB3301 を本来の大王宮の正門とみなす見解は、林部氏も示している。林部 均 2008『飛鳥の宮と藤原京』吉川弘文館 pp.58～60。
- 22) 中尾註 5) 前掲論文、積山註 5) 前掲論文 pp.65～68。
- 23) そもそも、内裏前殿・後殿という名称は、後期難波宮の大極殿と小安殿の下層で見つかった建物をそれぞれ前期の大極殿と小安殿に相当する建物と見なして、小安殿相当建物と考えられていた SB3301 の北側を内裏地域、南側を朝堂院地域と想定したことに由来するものであり、内裏地域にある前殿、後殿という仮称である(中尾芳治 1970「難波宮址第 16・17・18・21・31 次遺跡調査報告—難波宮内裏地域の調査—」『難波宮址の研究』研究予察報告第 6 大阪市教育委員会内難波宮址顕彰会・大阪市立大学難波宮址研究会)。内裏前殿は藤原宮大極殿に相当する建物ではあるが、その区画は内裏中枢部と複廊で一体的に囲まれることや、東西堀で区画されてはいるものの内裏後殿と軒廊で繋がっていることなどから、天皇の私的空間という性格を残すものと理解されるようになり、内裏前殿・後殿の仮称がそのまま使用され、SB3301 は内裏南門と呼ばれるようになっている(中尾芳治 1981「前期難波宮内裏前殿 SB1801 をめぐって」『難波宮址の研究』第 7 報告篇 財団法人大阪市文化財協会、中尾芳治 1986『難波宮』ニューサイエンス社)。
- 24) 岸 俊男 1988「朝堂の初歩的考察」『日本古代宮都の研究』岩波書店。なお、小墾田宮の構造復原に対する研究史は西本昌弘氏が詳細にまとめている。西本昌弘 2008「七世紀の王宮と政務・儀礼」『日本古代の王宮と儀礼』塙書房。
- 25) なお、本稿で行う史料の検討では、『日本書紀』下 日本古典文学大系 68 岩波書店 1967、『続日本紀』一 新日本古典文学大系 12 岩波書店 1989 に依拠した。
- 26) 山元章代 2006「庁の成立と大夫」『寧楽史苑』第 51 号 奈良女子大学史学会。
- 27) 西本昌弘氏は、表書形式をとる隋使に対して、口頭奏上だけで国書を持参していない新羅・任那使は私使とみなしたとして、迎接儀礼が行われた朝廷は両者で異なったという見解を示している。しかし、表書を持参しない新羅使が賓礼の対象とならずに弁官庁内や兵部曹司で右大臣や中納言と対面する例として西本氏があげているのは、いずれも表書形式が定例化して制度化された後の奈良時代以降のものであり、推古十六年や同十八年の儀礼に当てはめることは適切ではないと思う。西本註 24) 前掲論文。
- 28) 田島 公 1986「外交と儀礼」『まつりごとの展開』日本の古代第 7 巻 中央公論社。
- 29) 重見 泰 2015「新羅・任那使を迎えた古代の道」『友史会報』第 578 号 奈良県立橿原考古学研究所友史会事務局。
- 30) 石母田 正 1971「国家成立史における国際的契機」『日本の古代国家』岩波書店 pp.22～47。
- 31) 岸註 24) 前掲論文。

- 32) 今泉隆雄 1993「律令制都城の成立と展開」『古代宮都の研究』吉川弘文館 pp.261～263。
- 33) 吉川真司 2005「王宮と官人社会」『社会集団と政治組織』（列島の古代史 ひと・もの・こと 3）岩波書店 pp.175～176。
- 34) 佐竹昭氏は、『日本書紀』『続日本紀』の朝庭の使用例をもとに、その名称が孝徳朝の難波長柄豊碕宮の造営を機に成立したものとみる。佐竹 昭 1998「古代宮室における「朝庭」の系譜」『古代王権と恩赦』雄山閣。
- 35) 今泉註 32) 前掲論文 pp.264～265。
- 36) 市註 12) 前掲論文。
- 37) 八木 充 1965「大和国家機構と都宮」『山口大学文学会志』16－1、直木孝次郎 1975「難波遷都と大化改新」『飛鳥奈良時代の研究』塙書房。
- 38) 直木註 37) 前掲論文 pp.63～66。
- 39) 八木 充 1969「律令制都宮の形成過程」『律令国家成立過程の研究』塙書房、直木孝次郎 1994「大化改新私見」『難波宮と難波津の研究』吉川弘文館、中尾註 5) 前掲論文、林部均 2001「前期難波宮の成立」註 1) 前掲書。なお、林部氏は近年、前期難波宮のいわゆる「朝堂院」の朝堂（庁）が実務的機能をはたしたという考えには慎重な意見を述べている。林部 2013 註 1) 前掲論文。私も外廷機能のすべてを朝堂の十四堂に集約したとは考えておらず、東方・西方官衙をはじめとする宮周辺の施設において実務が分担されていたものと想定している。
- 40) 早川庄八 1986「前期難波宮と古代官僚制」『日本古代官僚制の研究』岩波書店 pp.314～317。
- 41) 坂上康俊 2014「律令制の形成」『岩波講座 日本歴史』古代 3 岩波書店 p.9。
- 42) 文化財研究所・慶州古蹟発掘調査団 1990『月城塚字発掘調査報告書』1、国立慶州文化財研究所 2009『慶州 皇南洞 大形建物址一皇南洞 123-2 番地遺蹟一』。
- 43) 国立慶州文化財研究所 2015『경주 월성 발굴조사 마스터플랜 수립 보고서』。
- 44) 佐竹 昭「藤原宮の朝庭と赦宥儀礼」註 34) 前掲書。これに対して、石川千恵子氏は、『令集解』宮衛令宮牆条の注釈では、宮大垣に開かれた門は唐長安城の順天門（承天門）等に相当する宮城門という認識であり、大極殿院南門が承天門に当たるという認識はなかったと指摘する。石川千恵子 2010「「大門」と朝堂の歴史的性格」『律令制国家と古代宮都の形成』勉誠出版。
- 45) 中尾芳治 1995「前期難波宮と唐長安城の宮・皇城」『難波宮の研究』吉川弘文館 pp.175～176。
- 46) 中尾芳治氏は、内裏前殿と東・西長殿からなる内裏前殿区が高官の侍候・集議空間であり、長殿 SB1001・1101 を唐太極宮の「朝堂」をモデルに造作された本来の「朝堂」とみている。長殿が群臣の侍候・集議空間の「庁」にあたるという見解は私も同意見であるが、その起源は小墾田宮以来の構造であって、唐三朝制に倣った構造とは考えにくい。中尾註 5) 前掲論文 pp.212～216。
- 47) 山元 2007 註 26) 前掲論文、山元章代「「朝堂」の成立とその性質—持統紀「朝堂」記事の再検討—」『古代都市とその形制』奈良女子大学 21 世紀 COE プログラム報告集 Vol.14。
- 48) 積山 2014 註 5) 前掲論文 p.66、積山 洋『東アジアに開かれた古代王宮・難波宮』新泉社。
- 49) 桜井市纏向学研究センター 2013『奈良県桜井市 纏向遺跡発掘調査概要報告書—トリイノ前地区における発掘調査—』桜井市埋蔵文化財発掘調査報告書第 40 集、桜井市立埋蔵文化財センター 2011『ヤマトの王と居館』財団法人桜井市文化財協会。
- 50) 村元健一 2014「中国宮城の変遷と難波宮」『難波宮と都城制』吉川弘文館。
- 51) 岸 俊男「難波宮の系譜」註 24) 前掲書、佐竹註 44) 前掲論文、豊田裕章 2001「前期難波宮と「周制」の三朝制について」『ヒストリア』第 173 号 大阪歴史学会。
- 52) 佐竹註 44) 前掲論文。
- 53) 山元註 26) 前掲論文 pp.14～15。
- 54) 田島註 28) 前掲論文。
- 55) 豊田註 51) 前掲論文 p.127。
- 56) 今泉隆雄「飛鳥の須彌山と齋槻」註 4) 前掲書 pp.35～37。
- 57) 佐藤長門 2009「七世紀における倭王権の展開過程—群臣の組織化を中心として—」『日本古代王権の構造と展開』吉川弘文館 pp.187～188。
- 58) 佐藤註 57) 前掲論文 p.189。
- 59) 今泉註 56) 前掲論文 pp.25～30。
- 60) 奈良国立文化財研究所 1995『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』Ⅳ—飛鳥水落遺跡の調査一。
- 61) 関口 明 1992「阿倍比羅夫の遠征とその意義」『蝦夷と古代国家』吉川弘文館、今泉隆雄 2015「古代史の舞台 東北」『古

- 代国家の東北辺境支配』吉川弘文館。
- 62) 関口註 61) 前掲論文 pp.25 ～ 26。
- 63) 熊田亮介 2001「夷狄・諸蕃と天皇」『古代天皇制を考える』日本の歴史 8 講談社 p.140。
- 64) 『日本書紀』には景行紀から蝦夷に関する記事があるが、皇極紀以前の記述については信憑性がないことが指摘されている。坂本太郎 1988「日本書紀と蝦夷」『古事記と日本書紀』坂本太郎著作集第 2 巻 吉川弘文館。
- 65) 今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」註 61) 前掲書 pp.69 ～ 73。
- 66) 斉明元年七月己卯〔11 日〕条に、「難波の朝にして、北^{北は越ぞ。}の蝦夷九十九人、東^{東は陸奥ぞ。}の蝦夷九十五人に饗たまふ。(中略) 仍、柵養の蝦夷九人、津刈の蝦夷六人に、冠各二階授く。」とあり、孝徳朝までの蝦夷との朝貢関係を知ることができる。阿倍比羅夫の遠征が淳足柵付近から出発して遠隔地の靍田・淳代を中心に行われたのは、孝徳朝までの関係があったからだと考えられる。津田左右吉 1950「肅慎考」『日本古典の研究』下 岩波書店 pp.266 ～ 267。
- 67) 今泉註 61) 前掲論文 pp.53 ～ 54。
- 68) 明日香村教育委員会文化財課 2006『酒船石遺跡発掘調査報告書一付 飛鳥東垣内遺跡・飛鳥宮ノ下遺跡一』。
- 69) 今泉隆雄 2004「飛鳥浄御原宮の宮号について」『東アジアの古代文化』118 号 大和書房。黒崎直氏は、飛鳥宮からみえる地形を重視して飛鳥の甘南備山を岡寺山とみなし、酒船石遺跡の湧水は岡寺山に源をもつ「聖水（體泉）」であったと考えている。黒崎 直 2007『飛鳥の宮と寺』山川出版社 pp.66 ～ 75。
- 70) 岸 俊男 1993『日本の古代宮都』岩波書店 p.1。
- 71) 相原嘉之氏は、大嘗祭との関係を想定しているが、この点に関しては門脇禎二氏が否定的な見解を示している。相原嘉之 2003「官衙・寺院・城 飛鳥大嘗宮論」『続文化財学論集』第 1 分冊、門脇禎二「古代史上における酒船石遺跡」註 68) 前掲報告書。
- 72) 重見 泰 2017「『今城』の創出と飛鳥の陵墓群―「中尾山」出土の土器群とその性格―」『古代学研究』第 213 号 古代学研究会。
- 73) 和田 萃 2004「古代史からみた霊地 吉野―神仙境・憧憬の山河―」『吉野仙境の歴史』文英堂 pp.139 ～ 141。
- 74) 岡田精司 1970「大化前代の服属儀礼と新嘗―食国(ヲスクニ)の背景―」『古代王権の祭祀と神話』塙書房 pp.18 ～ 21。
- 75) 岡田精司 1992「即位儀・大嘗祭をめぐる問題点」『古代祭祀の史的研究』塙書房 p.95。
- 76) 和田註 73) 前掲論文。
- 77) 関口註 61) 前掲論文 pp.29 ～ 31。
- 78) 北 康宏 1996「律令国家陵墓制度の基礎的研究―『延喜諸陵寮式』の分析からみた―」『史林』第 79 巻第 4 号 史学研究會。
- 79) 重見註 72) 前掲論文。
- 80) 林 博通 2001『大津京跡の研究』思文閣出版。
- 81) 林部 均 2001「飛鳥浄御原宮の成立」註 1) 前掲書 pp.78 ～ 81、吉水眞彦 2011「近江大津宮「朝堂西第一堂」の検討」『琵琶湖と地域文化』林博通先生退任記念論集刊行會。
- 82) 岸 俊男「難波の都城・宮室」註 24) 前掲書。
- 83) 林 博通 2010「大津宮と近江」『飛鳥から藤原京へ』古代の都 1 吉川弘文館 p.101。
- 84) 黒崎直氏は、SB001 の特殊な柱穴の組合せから 5 間門であったと結論付けている。黒崎 直 2001「近江大津宮『内裏南門』柱穴考」『西田弘先生米寿記念論集 近江の考古と歴史』西田弘先生米寿記念論集刊行會。
- 85) 吉水眞彦氏は、広大な朝堂を想定する根拠になっている地形について詳細に検討しており、大津宮造営時による造作とは考えにくいことを指摘している。吉水眞彦 2013「琵琶湖西岸断層帯と大津宮」『淡海文化財論叢』第 5 輯 淡海文化財論叢刊行會、吉水眞彦 2013「近江大津宮をめぐる諸問題」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 179 集。
- 86) 重見 泰 2017「新城の造営計画と藤原京の造営」『考古学論攷』第 40 集 奈良県立橿原考古学研究所。
- 87) 滝川政次郎 1967「百官進薪の制と飛鳥浄見原令」『律令格式の研究』角川書店、大日方克己 1993「射礼・賭弓・弓場始―歩射の年中行事―」『古代国家と年中行事』吉川弘文館。
- 88) 朝堂の語義に注意された相原氏もエビノコ郭を「朝庭」に対する正殿とする理解を示している。相原嘉之「宮中枢部の成立過程―内裏・大極殿・朝堂院の成立―」註 1) 前掲書 pp.146 ～ 147。
- 89) 重見 2015 註 2) 前掲論文。
- 90) 妹尾達彦 2001『長安の都市計画』講談社。
- 91) 佐藤長門「倭王権における合議制の機能と構造」註 57) 前掲書 pp.32 ～ 40、大隅清陽 2011「律令官人制と君臣関係」『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館 pp.135 ～ 138。
- 92) 進薪による従属意識の確認も、豪族とその配下の人民との間にある君臣関係のような認識を改めさせるために制度化されたも

のと考えられている。滝川註 87) 前掲論文 pp.130～131。

重見註 86) 前掲論文。

93) 重見註 86) 前掲論文。朱鳥元年正月乙卯条に「難波の大蔵

94) 省に失火して、宮室悉くに焚けぬ。」とあり、前期難波宮にはその時の火災痕跡が内裏や朝堂などの中心部では認められるが、東方官衙にはその痕跡がなく、火災が及んでいないことを示している。このことから、「悉くに焚けぬ」とある「宮室」が宮域の中核部のみを指していることは明らかである。

95) 重見 泰 2014「飛鳥浄御原宮と天武天皇の「新城」構想」『飛鳥宮と難波宮・大津宮』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館。

96) 重見註 86) 前掲論文。

97) 小澤 毅 2003「古代都市「藤原京」の成立」『日本古代宮都構造の研究』青木書店。

98) 妹尾註 90) 前掲書 p.144。

99) 東野治之氏は、藤原京において『周礼』に基づく都市計画が採用されたのは、藤原京が、地形上、南を正面にすることができず、皇帝が南面して政治を行うという中国的な君主観にそぐわないという欠点を中国の古制に則って意味づけようとする意図があったと指摘する。ただ、都城の造営前には地形調査を行っているので、条件の整った立地を選択することはできたと思うし、エビノコ郭が西面していることを勘案すると、南面することのみを重視していたとは思えない。東野治之 2015「藤原不比等伝再考」『史料学探訪』岩波書店 pp.82～88、東野治之 2016「白鳳時代論」『文化財学報』第 34 集 奈良大学文学部文化財学科 p.4。

100) 重見註 86) 前掲論文。「都」が宮処（宮域）を表す用語だとする私見に対して、『日本書紀』は 720 年段階の知識により潤色されており、古い時期の「都」表現とは平城京を念頭に置いた表現であって、あくまで理念的には「京」を意識した表記で、「宮」とは区別されていた概念だというご批判をいただいた。確かに、天武十二年十二月条庚午〔17日〕条に「都城・宮室」とあり、「都城」は「宮室」と対置されるもので両者の区別は明確である。ただし、「都城」が平城京の京城と、「宮室」が平城宮の宮域とそれぞれ等しい概念として区別されたものかどうかは別の問題である。

「新城」が、実態として存在する新たに施工された条坊区画である京（京城）に対して新しい「城」ということから、「都城」の「城」はそれと同じく京城を意味するものと考えられる。「都」が「宮」と区別される「京」を意識し

た用語であるならば、『日本書紀』で他に用例がなく、意味が重なる「都城」をあえてこの時にだけ用いて京（京城）を表現したことを説明する必要があるだろう。むしろ、「都城」は「都+城（京城）」と理解されるものであり、この場合の「都」はやはり「宮処」であって、宮域の意と考えるのが自然であろう。

これに対する「宮室」は、前稿（註 86）や本稿註 94）で述べたように内裏・大極殿・朝堂といった宮域のなかでも中核部のみを意味する。すなわち、「都城」が官衙・居住空間を中心とする宮都全体を表現するのに対して、「宮室」はいわば天皇の空間を表現する用語である。その意味で対置される用語だが、「都城」「宮室」を単純に平城京・宮のような「京」「宮」と同じ概念で区別し、対置される用語と理解すべきではないと考える。

101) 任官記事は遣使を除いて稀であり、摂津職の特殊性が指摘されている。岸 俊男「都城と律令国家」註 24) 前掲書 p.284。

102) 藤原宮大極殿の完成は文武朝の初め頃にまで降と考えられており（市 2010）、瓦葺き礎石建物という前代にないプランの策定が持統朝以降の計画変更であった可能性もある。しかし、中枢部に先行して造営された宮大垣も瓦葺きであることや、これまでに計画変更を示す痕跡が確認されていないことから、藤原宮大極殿のプランは天武朝に決定したものと考えられる。市 大樹 2010「藤原宮の構造・展開と木簡」『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房 p.211。

103) 小澤 毅「平城宮中央区大極殿地域の建築平面」註 97) 前掲書。平城宮東区で、構造上、藤原宮大極殿にあたる SB9140 の平面プランが、中央区第一次大極殿 SB7200 と異なるのも、SB7200 の絶対性を示すためだと推測される。

104) 仁藤敦史 2011「難波遷都と倭京」『都はなぜ移るのか 遷都の古代史』吉川弘文館。

105) 利光三津夫 1959「摂津職の補任」『律令及び令制の研究』明治書院。

106) 柴原永遠男 2015「聖武天皇の印南野行幸と難波宮の造営」『大阪歴史博物館研究紀要』第 13 号。

107) 村元健一 2017「隋唐初の複都制—七世紀複都制解明の手掛かりとして」『大阪歴史博物館研究紀要』第 15 号。

108) 奈文研註 14) 前掲報告書 p.449 では、天皇の御在所の検討から同じ殿舎名をあてている。

109) 今泉隆雄「平城宮大極殿朝堂再論」註 4) 前掲書。

〔附記〕

本稿は、2015 年 6 月 20 日に開催された都城制研究会（於大阪歴史博物館）において発表した内容の一部がもとになっているが、研究会で賜ったご意見をもとに考えを改めている。研究会の参加者各位に記してお礼を申し上げたい。

〔追記〕

重見註 86) 前掲論文で、飛鳥宮跡 SD0901 出土土器群の年代的位置づけについて述べた中で、尾野善裕氏らが行った尾張産須恵器の分析による SD0901 出土土器群の評価について、飛鳥Ⅳと捉える見解として紹介したが、正しい表現ではなかったのここで訂正するとともにお詫びしたい。尾野氏らは、飛鳥Ⅰ～Ⅴの枠組みを単純に当て嵌めると、場合によっては年代を見誤ることが危惧される点を指摘しており、SD0901 についても、尾張産須恵器が多いことによって飛鳥Ⅴに見えるものの、実年代では飛鳥Ⅳにあたる「飛鳥浄御原宮期」とみなすことも可能だと指摘する。SD0901 出土土器群が飛鳥浄御原宮で使用されたものという理解に異論はないが、「飛鳥浄御原宮期」を持統八年の藤原遷宮以前とするならば、実年代のうえで私見とは異なる。また、宮中枢部の土器様相が先進性を帯びているのはごく当然であり、飛鳥Ⅴの特徴を示す SD0901 を新しい土器様式の始まりの段階と評価するのが妥当だと考える。

本稿は、JSPS 科研費 JP26770275（研究代表：重見 泰）（若手研究 B）「日韓における古代都城の形成に関する考古学的研究」の成果の一部である。